

令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会

令和5年10月10日 開 会

令和5年10月11日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
請願・陳情	5
一般質問通告者一覧表	6
会議録第1号〔10月10日（火）〕	9
承認第2号から認定第5号まで10件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第14号、議案第15号及び認定第1号から認定第3号まで	
並びに認定第5号 事務局長補足説明	
議案第13号及び議案第16号並びに認定第4号 消防長補足説明	
承認第2号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第13号から認定第5号まで9件各質疑 各常任委員会付託	
陳情第1号及び陳情第2号 議題	
常任委員会付託	
会議録第2号〔10月11日（水）〕	29
一般質問	
議案第13号から陳情第2号までの11件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	69

諏訪広域連合告示第30号

令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年10月3日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和5年10月10日（火） 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 議 場

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）
- 認定第 1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

5人（別掲通告表による）

○請願・陳情

- 陳情第 1号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 陳情第 2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書

請願・陳情

令和5年10月10日

受理番号	件名	付託委員会
陳情第 1号	介護保険制度の改善を求める陳情書	福祉環境委員会
陳情第 2号	介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書	福祉環境委員会

一般質問通告者一覧

令和5年10月

順序	氏 名	通 告 内 容
1	宇 野 香 二 (岡谷市)	<p>1 住民の生命財産を守り、安心して安全な生活の確保のため、諏訪圏域の防災体制の強化について</p> <p>(1) 防災について広域連合の考え方</p> <p>(2) 過去に実施した防災対策事業</p> <p>(3) 諏訪広域消防と各地の消防団及び自主防災組織との連携状況</p> <p>(4) 諏訪広域消防と各関係機関との連携による、広域的な防災訓練の状況</p> <p>(5) 諏訪広域連合としての防災士に対する考えについて</p>
2	花 岡 進 (下諏訪町)	<p>1 第9期介護保険事業計画策定について</p> <p>(1) 第8期介護保険事業計画の進捗について</p> <p>(2) 第9期介護保険事業計画策定に向けた課題と進捗状況について</p> <p>(3) 介護保険料の引き下げについて</p> <p>2 介護保険制度改定について</p>
3	望 月 克 治 (茅野市)	<p>1 諏訪広域消防の現状の課題と対応について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症5類移行後の対応・体制について</p> <p>(2) 通信指令システム統合や業務の共同運用検討の現状について</p>
4	早 出 す み 子 (岡谷市)	<p>1 新型コロナウイルス感染症が第5類に移行後の介護事業所について</p> <p>2 介護従事者の現状と課題について</p>

順序	氏名	通 告 内 容
5	小 泉 正 幸 (諏 訪 市)	1 消防指令業務の今後と消防庁舎の配置について (1) 消防指令センターのシステム更新と機器更新 (2) 南部地域 (主に、茅野市地域) の庁舎配置検討

令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和5年10月10日（火）

午後 2時10分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 陳情第 1号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 日程第14 陳情第 2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 ～日程第12  
承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から認定第5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで10件一括議題  
○広域連合長あいさつ、提出議題の説明  
議案第14号、議案第15号及び認定第1号から認定第3号まで並びに認定第5号  
事務局長補足説明

議案第13号及び議案第16号並びに認定第4号 消防長補足説明

承認第2号質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第13号から認定第5号まで9件各質疑

議案第13号、議案第16号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託

議案第14号、議案第15号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員会に付託

日程第13 ～日程第14

陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書及び陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書議題

福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員 (22名)

1番	・ 川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆかり   | 副 広 域 連 合 長 | 早 出 一 真 |
| 副 広 域 連 合 長 | 今 井 敦     | 副 広 域 連 合 長 | 宮 坂 徹   |
| 副 広 域 連 合 長 | 名 取 重 治   | 副 広 域 連 合 長 | 牛 山 貴 広 |
| 監 査 委 員     | 山 崎 文 男   | 事 務 局 長     | 茅 野 徳 雄 |
| 会 計 管 理 者   | 松 木 史 江   | 企 画 総 務 課 長 | 師 岡 竜 也 |
| 情 報 政 策 課 長 | 久 保 田 好 康 | 介 護 保 険 課 長 | 矢 島 知 紀 |
| 八ヶ岳寮寮長      | 五 味 一 彦   | 消 防 長       | 大 槻 秀 次 |

消防次長兼総務課長 上原 昭 司

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 藤 森 一 彦 企画総務課総務係長 山 本 征 幸

書 記 今 井 稜

~~~~~

令和5年10月10日(火)

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 ( 2 - 1 )

開会 午後 2時10分

散会 午後 3時14分

(傍聴者 0名)

開 会 午後 2時10分

---

**今井康善議長** ただいまから、令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時10分

---

**今井康善議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**今井康善議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番花岡進議員、21番長田近夫議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**今井康善議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から10月11日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて(和解及び損害賠償の額を定めるについて)

- 日程第 4  
議案第 13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 5  
議案第 14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6  
議案第 15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7  
議案第 16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8  
認定第 1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9  
認定第 2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10  
認定第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11  
認定第 4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12  
認定第 5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**今井康善議長** 日程第3 承認第2号から日程第12 認定第5号までの10件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中、御参集をいただき、誠にありがとうございました。

ようやく秋も深まり、涼しくなってきましたが、今年は諏訪地域でも8月から9月にかけて30度を超える暑い日が例年になく続き、記録に残るような最も暑い夏だったように思います。また、台風も7月から続いて発生しており、それに伴う線状降水帯によります大雨による河川の氾濫といったことを中心に、全国各地で大変な被害が発生しており、改めて脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策及び防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

さらに、8月29日から9月20日にかけて、長野県全県に発出されておりました医療警報は解除となりましたが、依然5類に移行されたとはいえ、新型コロナウイルス感染症の感染者が一定程度おられる状況にあります。今もなお最前線で闘っておられる医療従事者の皆様方をはじめ、介護サ

ービス事業者の皆様並びに感染防止に御協力をいただいている地域の皆様方に深く感謝を申し上げます。

当連合といたしましても、圏域住民の暮らしを守り、盛り上げるため、引き続き各事業の推進に取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会には専決処分の承認案件1件、条例案件1件、補正予算3件並びに令和4年度一般会計及び特別会計の決算認定5件、合わせて10件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、救護施設八ヶ岳寮において、八ヶ岳寮の職員が草刈り作業の際に、飛び石により同施設職員所有の車両の窓ガラスを破損させ損害を与えた事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があるため、専決処分をいたしました。

次に、議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正については、消防法施行規則及び関係省令において、蓄電池設備及び固体燃料を使用する厨房設備の炭火焼き機について基準の見直し等が行われたことから、火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）は、低所得者に対する介護保険料軽減に係る国・県からの負担金の精算に伴う補正であります。

次に、議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険給付費等の前年度実績による国や県からの交付金の精算に伴う補正予算をお願いするものです。

次に、議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）は、令和5年7月31日付で職員1名の退職者があったことから、退職手当に伴う歳入及び歳出の増額補正を行うものでございます。

次に、認定第1号から認定第5号までの令和4年度決算認定について御説明申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計につきましては、歳入決算額3億7,407万2,190円に対し、歳出決算額は3億3,393万9,293円で、差引残額は4,013万2,897円となっております。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額3億7,195万5,820円に対し、歳出決算額は3億3,237万2,028円で、差引残額は3,958万3,792円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額204億8,952万5,334円に対し、歳出決算額は199億5,564万6,624円で、差引残額は5億3,387万8,710円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額25億5,705万1,593円に対し、歳出決算額は24億4,137万6,799円で、差引残額は1億1,567万4,794円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,650万3,224円に対し、歳出決算額1,236万202円で、差引残額は1,414万3,022円となっております。

以上が決算額の概要でございます。

次に、主な施策につきまして御説明いたします。

まず一般会計では、6市町村共同で運用している行政情報システムの安定的な運用に努めたほか、広域住民の生命・健康を守り、休日・夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業と諏訪地区小児夜間急病センター事業を引き続き実施いたしました。

また、令和4年度は2年ぶりに諏訪地区広域行政研修会を実施し、コロナ禍のため一般住民の聴講は中止したものの、市町村議会議員及び広域市町村長など160名余りの出席をいただき、好評のうちに終了をいたしております。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、障がいや日常生活上の困難などを抱える利用者に対するきめ細やかなケアに努めたほか、和室の洋室化、4人部屋のプライバシーを確保する仕切りの設置、介護ベッドの増設など、居住環境の快適さを図るための施設整備に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染拡大により、利用者が外出できない、面会ができないなどの影響がありましたが、ストレスの解消にも配慮しながら、細心の注意を払って感染防止に努め、運営をしてまいりました。

次に、介護保険であります。要支援・要介護認定者数は、令和4年度末現在で第1号・第2号被保険者を合わせて1万1,314人と、前年度末より47人の増となりました。保険給付額につきましては、介護サービス利用者の増加に伴い年々上昇しており、保険給付総額は前年度比0.18%増の181億7,725万5,489円でありました。

事業の実施状況ですが、第1号被保険者は令和4年度末現在で6万3,096人、そのうち介護認定を受けている被保険者は1万1,128人となり、65歳以上人口に占める介護認定者の出現率は17.6%と増加傾向にあります。また、第2号被保険者の介護認定者は、前年度より5人増加の186人でした。

介護認定者の介護サービスの利用状況では、延べ12万9,269人の方が利用され、サービス区分別では居宅サービス利用が64.7%、地域密着型サービス利用が18.8%、施設サービス利用が16.5%となっております。また、利用者1人当たりのサービス区分別での月額保険給付費では、居宅サービスで約9万4,000円、地域密着型サービスで約15万8,000円、施設サービスでは約28万2,000円であります。

次に、広域消防関係では、令和4年度中における圏域内の火災件数は65件、救急出場件数は9,675件でありました。圏域住民の安全・安心を確保するため、各種災害に備えた出動体制の整備や各種予防・啓発活動に取り組んでまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症対策としては、関係機関との調整や情報共有に努め、救急や災害の現場活動における感染防止対策の徹底を図りました。

また、安全・安心な救急活動等を行うために、高規格救急自動車と、繰越明許により令和5年度への繰越しとなったものの、水槽付消防ポンプ自動車を車両更新計画に基づき更新をしたほか、茅野消防署北部分署が建築後50年が経過し、老朽化による耐震が危惧されたことから、公共施設個別施設計画に基づき、建物耐震改修工事を行い、耐震化を図っております。

次に諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、御柱祭による諏訪地域への経済、観光の影響を把握するために広域観光調査を行ったほか、LCV-FMにより引き続き行政情報の発信に努めました。

以上、提案をいたしました各議案について御説明いたしました。各議案の細部につきましては事務局長、消防長からそれぞれ説明をいたしますのでお願いいたします。

以上を申し上げます。開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**今井康善議長** 事務局長。

**茅野徳雄事務局長** それでは私から、議案第14号、議案第15号及び認定第1号から認定第3号までと、認定第5号について補足説明をさせていただき、その後、議案第13号、議案第16号及び認定第4号につきまして、消防長から補足説明をいたします。

それでは、議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に、それぞれ157万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,502万8,000円とするものです。

この補正予算につきましては、介護保険事業において国及び県から交付される低所得保険料軽減負担金が、精算により追加交付された分を一般会計で一旦受け入れてから、介護保険事業特別会計へ繰り出す必要が生じたことによるものです。

続いて、予算の内訳につきまして、予算事項別明細書により御説明申し上げます。10ページ、11ページ、歳入でございます。2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金に104万7,000円、3款県支出金2項1目介護保険関係負担金に52万4,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12、13ページの歳出であります。3款1項1目高齢者福祉費27節繰出金に157万1,000円を増額補正するものでございます。

議案第14号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,854万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207億9,974万2,000円とするものです。

この補正予算は、一般会計からの繰入金が生じたこと、保険給付費に係る国庫、県費等の令和4年度の精算による償還金が確定したことの2点により、補正を行うものです。

続いて、補正予算の内訳につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。10、11ページ、歳入であります。8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金に157万1,000円、9款1項1目繰越金に1億9,697万5,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、12、13ページ、歳出であります。2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金に157万1,000円を、7款1項4目償還金22節償還金利子及び割引料に1億9,697万5,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第15号の説明は以上でございます。

それでは続きまして、認定第1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。以後、決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明させていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、一般会計の歳入歳出決算になります。まず、歳入の主な点について、決算書14、15ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億367万8,219円であります。内容は、経常経費以下広域連合の各事業に対する6市町村からの負担金で、負担割合は2節の病院群輪番制病院運営費補助事業負担金のみ人口割100%で、その他の負担金については、均等割20%、人口割80%となっております。

次に、2款国庫支出金は介護保険関係の国庫負担金で、低所得者の保険料軽減額の2分の1が国から交付されるもので、収入済額6,847万7,070円となっております。

16、17ページをお願いします。3款県支出金2項1目介護保険関係負担金は、国庫支出金同様、低所得者の保険料軽減額の4分の1が県から交付されるもので、収入済額は3,423万8,535円となっております。

次に、5款繰入金は、退職手当基金からの繰入金や小児夜間急病センターの患者数の減少によって生じる減収を補うため、総合福祉基金からの繰入れによるもので、収入済額1,183万7,797円となっております。

以上で歳入の説明は終わりとさせていただきます、続いて歳出の主な点について御説明させていただきます。

20、21ページの1款議会費、2款総務費につきましては、議員人件費、職員人件費及び一般経常的な経費のため、説明は割愛させていただきます、めくっていただき、24、25ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額1億4,679万9,289円あります。主に低所得者の保険料軽減額に係る介護保険事業特別会計への繰出金や、障害支援区分審査会に係る委員報酬等の経費であります。

4款衛生費は、支出済額5,802万9,520円で、内訳は次の24ページから27ページに

ありますように、病院群輪番制病院運営費補助事業補助金及び小児夜間急病センターの管理・運営に係る委託料等であります。

歳出については以上であります。

次に、28ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4,013万2,897円となりました。

29ページは財産に関する調書になりますが、令和4年度中に記載のとりの増減がございました。

一般会計の説明は以上でございます。

続きまして、認定第2号 令和4年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入ですが、決算書の事項別明細書40、41ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額2億3,655万5,029円で、1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を諏訪地方6市町村で負担するもの。2目民生費負担金は、市からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金です。

3款県支出金1項県負担金の収入済額は9,852万7,769円で、こちらは町村からの入所者に係る事務費負担金及び生活費負担金を県が負担するものです。2項県補助金の収入済額は99万1,000円で、新型コロナウイルス感染予防の衛生用品等の購入に係る補助金となります。

続いて、歳出の主な点について御説明いたします。

職員人件費関係を主な内容とする施設管理費の説明は割愛させていただき、46、47ページをお願いいたします。

2款民生費1項2目施設事業費は、入所者の直接処遇に関わる経費で、支出済額は8,952万1,053円です。主なものは施設の燃料費、光熱水費、利用者の食事に関する賄い材料費、加えて利用者小遣い等の扶助費などがございます。

3款公債費は、過去の施設改築に係る元利償還金であります。

歳出については以上でございます。

次に、50ページの実質収支に関する調書を御覧ください。実質収支額が3,958万3,792円となりました。

51ページの財産に関する調書であり、御覧のとりの増減がございました。

救護施設八ヶ岳寮特別会計は以上でございます。

続きまして、認定第3号 令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書の66、67ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。1款保険料は収入済額41億5,117万9,550円となり、内訳は、1節年金天引きの特別徴収額が38億7,880万5,180円で、2節年金天引き以外の普通徴収額が2億6,449万670円。普通徴収の収納率は93.2%となっております。普通徴収現年度分の収入未済額は1,935万3,100円で、翌年度への滞納繰越となり

ます。

また、令和3年度以前の保険料滞納繰越分の収入済額は、3節788万3,700円で、収納率は20.3%となっております。徴収権の消滅によりまして、904万8,240円を年度末に不納欠損として、残り2,184万830円を翌年度に滞納繰越といたしました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは6市町村の負担金で、収入済額27億5,436万6,058円でございます。内訳は、1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の12.5%分を保険給付費割20%、人口割80%で6市町村に負担いただくものです。収入済額22億7,136万9,881円となっております。2節の地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の一定割合を6市町村が負担するものです。3節事務費関係負担金は、事務費に要した経費を均等割20%、人口割80%で負担をしていただくものです。

次に、4款国庫支出金でございます。収入済額49億2,290万5,255円となります。1項国庫負担金は、居宅サービス給付費の20%分と施設サービス給付費の15%分を国が負担するものです。こちらは概算払いのため、精算は翌年度に行われることになっております。

次に、2項国庫補助金です。収入済額は15億5,090万155円です。68、69ページをお願いいたします。最上段の1目調整交付金は、保険者ごとの高齢者の総数に対する後期高齢者の割合や、被保険者の所得格差による保険料負担能力の差を調整するために交付されるもので、11億138万円となっております。

3目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業、これは包括的支援事業と任意事業のことを指しております。

6目保険者機能強化推進交付金と7目介護保険保険者努力支援交付金は、介護保険運営を保険者が自己評価し、その評価に応じて交付されるものです。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、医療保険料とともに徴収された65歳未満の第2号被保険者の介護保険料から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、第2号被保険者負担分として保険給付費の27%に相当する額が交付されております。

2目地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者負担分として地域支援事業の介護予防事業費用の27%が交付されるものです。支払基金交付金についても、概算払いのため翌年度に精算が行われることとなります。

70、71ページをお願いいたします。次に、6款県支出金です。1項1目介護給付費県負担金は、介護給付費のうち居宅サービス給付費の12.5%分と施設サービス給付費の17.5%分を県が負担するもので、こちらも概算払いとなり、翌年度に精算が行われます。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費については事業費の12.5%に当たり、2目の介護予防・日常生活支援総合事業費以外の地域支援事業については、事業費の19.25%に当たる金額となっております。

8款繰入金です。1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減に対する国・県・6市町村の負担金を一般会計で受けて介護保険特別会計に繰り入れるもので、過年度分を合わせて1億

3, 715万1, 976円となっております。

次に、72、73ページをお願いいたします。最上段の2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れで、1億3, 598万9, 000円を繰り入れております。

歳入の説明は以上でございます。

続いて、歳出の主な点について説明いたします。80ページ、81ページをお願いいたします。

2款保険給付費から説明をいたします。2款1項介護サービス等諸費は、要介護1以上の要介護認定者に対する給付に係るもので、1目居宅介護サービス給付費は支出済額64億9, 910万6, 914円となっております。

2目特例居宅介護サービス給付費は、緊急の事情により要介護認定前に介護サービスを利用した場合に、一旦介護サービスを受けた事業所に介護費用の全額を支払い、要介護認定後、申請により自己負担分を除いた額が償還払いとされるものでございます。なお、これ以降出てまいります特例という言葉についているサービス給付費は、全て同様の趣旨のものとなっております。

3目地域密着型介護サービス給付費は、近隣地域での生活を支えるための小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム、定員29人以下の小規模特養などに係る給付となっております。

82、83ページをお願いいたします。下段2項介護予防サービス等諸費は、要支援者に対する給付に係るもので、その大半を占めるのが1目介護予防サービス給付費で、支出済額は3億6, 768万8, 119円となっております。

84、85ページをお願いいたします。3項その他諸費1目審査支払手数料は、保険給付を行うに当たり、請求の点検・審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に事務を委託しており、その審査支払いに係る手数料となります。

続いて、86、87ページをお願いいたします。5項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の両方を利用した1年間の利用者負担額から、既に支給された高額介護サービス費等を除いた額を合算したものが一定額を超えた場合、その超えた額について介護保険と医療保険で案分し、それぞれの保険者が支出するものとなります。

6項特定入所者介護サービス等費は、施設サービスや短期入所サービスを利用する低所得者の食費と居住費の自己負担額について、収入段階別に限度額を定め、限度額を超える分を介護保険から補足的に給付するものです。

88、89ページをお願いいたします。4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、令和3年度繰越金のうち、基金積立可能分と基金利息を合わせ2億566万2, 067円を積み立てました。

5款地域支援事業費は、要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、生活支援も含めた地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、基本的に6市町村に委託して実施しています。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援と認定された方のほか、基本チェックリ

ストにより該当となった方に対し、訪問型サービスや通所型サービスを実施するものです。

2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者に対し介護予防事業を実施するもので、6市町村に委託して実施しております。

3項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費は、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、生活支援体制整備、認知症総合支援、地域ケア会議推進及び在宅医療・介護連携推進の各事業を実施しております。

次に、90、91ページをお願いいたします。最上段の2目任意事業費は、介護給付費等費用適正化事業を除いて市町村に委託し、家族介護支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣事業などを実施しております。

7款諸支出金1項4目償還金は、令和3年度の介護給付費等に対する国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算による超過交付分となった1億160万7,179円を返還したものでございます。

歳出の説明は以上となります。

次に、94ページの実質収支に関する調書です。実質収支額は5億3,387万8,710円となり、大半は国庫負担金等の償還金の財源となります。

95ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。介護保険介護給付費準備基金でございますが、年度中に1億3,598万9,000円を繰り出して、2億566万2,067円を繰り入れたことによりまして、差引き6,967万3,067円が年度中の増額となり、年度末残高は13億7,253万9,673円となっております。

以上、介護保険特別会計でした。

最後に、認定第5号 令和4年度諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。歳入からになります。事項別明細書により126ページ、127ページをお願いいたします。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,010万443円でございます。これは諏訪地域ふるさと振興基金利子による収入でございます。

4款繰越金は、収入済額1,640万1,344円でございます。

5款諸収入は、1項1目預金利子1,437円でございます。

以上、歳入合計は収入済額2,650万3,224円となっております。

次に、128、129ページを御覧ください。歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,236万202円でございます。事業内訳としてのふるさと振興事業費といたしまして、御柱祭の開催に伴う広域観光調査を行いました。また、スポーツ振興補助金の交付をいたしました。

次に、情報ネットワーク推進事業費として、LCV-FM放送を活用しての継続的な行政情報の発信、情報系システムの強靱化保守委託、加えて長野県高速情報通信ネットワーク利用負担金の支出をいたしました。

以上、歳出の合計は支出済額1, 236万202円でございます。

次に、130ページをお願いいたします。実質収支額は1, 414万3, 022円となりました。

次に、131ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金は決算年度中に増減はございませんでした。年度末現在高は10億4, 461万9, 286円となっております。

以上がふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私からの説明は以上でございます。

**今井康善議長** 消防長。

**大槻秀次消防長** それでは私から、議案第13号、議案第16号及び認定第4号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について説明申し上げます。改正理由につきましては、令和4年6月閣議決定の規制改革実施計画を受けて行われた蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会及び火を使用する設備等の評価方法及び安全対策に関する検討部会における検討結果を踏まえ、改正するものでございます。

改正の概要といたしまして、蓄電池設備については脱炭素社会の実現等に向けさらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、JIS第20条等の標準規格において出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたこと等を踏まえ、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の見直しを行うとともに、容量表記をアンペアアワー・セルからキロワット時への変更、併せて火災予防上必要な措置を定めた所要の規定を整備するものでございます。

また、固体燃料を使用する火気設備等については、炭火焼き機については、従前は炉等の一般規定が適用され、周囲に2から3メートルの離隔距離を確保する必要があるという状況にありましたが、炭火焼き機については防火上の安全措置が講じられたものもあることから、基準の見直しを行うものです。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げます。第11条第1項第3号の2につきましては、キュービクル式のものに限定していた離隔距離について限定をなくし、全ての変電設備を対象とするよう、第11条の2第1項第4号につきましては、雨水等の浸入防止措置の範囲を筐体と限定するよう定めるものでございます。

第13条第1項につきましては、蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、蓄電池容量に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、また10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2項に定めるもの以外の蓄電池設備については、従来、酸性またはアルカリ性の電解液を用いた開放型の蓄電池を想定して、転倒時の安全措置を規定したのとなっていたところを、酸性ま

たはアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない蓄電池も普及していることを踏まえ、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震等の転倒等防止措置として適正化を図ったものに改めるものです。

第13条第3項につきましては、屋外に設ける蓄電池設備の建築物からの離隔距離を、柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、延焼防止措置等が講じられたもの及び消防庁認定キュービクル式以外のものは、点検及び整備に支障のない距離3メートルを保有するよう改めるものです。

第49条第13号につきましては、消防庁への届出は、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないことと改めるものです。

別表第3につきましては、厨房設備のうち、固体燃料を使用する器具等の材質が不燃以外と不燃で木炭を利用するものについて、炭火焼き機としてそれぞれ離隔距離が設けられました。

附則につきましては、施行期日を令和6年1月1日からとし、経過措置はこの条例施行の際、現に設置されている、または現に設置の工事中であるもののうち、燃料、蓄電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備は、新条例第11条第1項第3号の2の規定に適合しないものについては従前の例によることとされ、また、この条例施行の際、現に設置されている、または現に設置の工事中である蓄電池設備のうち、新火災予防条例第13条第1項の規定に適合しないものについては従前の例によることとするものです。

新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては当該規定は適用しないこととするものです。

議案第13号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,106万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,391万8,000円とするものです。この補正は令和5年7月31日付で1名の退職者があったことから、退職手当金について歳入及び歳出の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、予算の内訳につきましては、予算事項別明細書により御説明申し上げます。10ページ、11ページ、歳入を御覧ください。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金に、1,106万5,000円増額補正いたします。

次に、12、13ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等に、1,106万5,000円増額補正いたします。

議案第16号の説明は以上でございます。

続きまして、認定第4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。他の決算認定案件と同様に、決算書によりまして決算額とともに主な内容に関わる点につきまして補足説明をさせていただきます、主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきます。

初めに、歳入につきまして、決算書106、107ページをお開きください。

1款分担金及び負担金1項負担金は、収入済額23億7,997万5,324円でございます。内容は、1節消防費負担金、2節公債費負担金、3節その他負担金でございます。3節その他負担金は高速自動車国道救急業務関係負担金及びその他負担金で、主に退職手当等に関わるものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は、収入済額186万2,200円で、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料等でございます。

4款県支出金1項1目県委託金は、収入済額18万5,000円であります。これは県の移譲事務の特例事務処理交付金でございます。県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲受け、消費許可などに関する事務でございます。

5款繰越金1項1目繰越金は、収入済額1億4,511万6,932円となっております。

108、109ページをお願いいたします。6款諸収入2項1目雑入は、収入済額149万7,767円で、主なものは新型コロナウイルス感染症罹患者の移送に係る保健所からの経費負担でございます。

7款連合債1項1目消防債は収入済額2,840万円で、更新のため諏訪消防署へ配備した高規格救急自動車の借入金であります。なお、予算現額では水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴う借入れでしたが、繰越明許しましたので、その分が減額となっております。

歳入は以上でございます。

次に、歳出でございます。110ページ、111ページをお願いいたします。

1款消防費1項1目一般管理費は、支出済額19億6,531万536円で、これは一般経常的な経費のほか、消防学校入校旅費及び負担金、職員健康診断委託料、インフルエンザ予防接種などの各種業務委託料等の経費でございます。

2項1日常備消防費は、支出済額1億7,680万3,062円で、内訳は救急活動用消耗品や燃料費、また車両の修繕や指令システムの交換部品などの修繕料、光熱水費及び空気呼吸器等の備品購入費などでございます。

次に、112、113ページをお願いいたします。2項2目消防施設費であります。支出済額は6,224万7,013円で、主なものは高規格救急自動車購入費及び建物耐震診断業務委託料、茅野北部分署の耐震改修工事請負費等でございます。

歳出は以上でございます。

次に、116ページの実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は1億980万5,794円でございます。

117、118ページは財産に関する調書となっております。1の公有財産につきましては、変更はございません。2の物品のうち、広報車は経年劣化のため廃車のため減、高規格救急車、患者監視装置及び半自動体外式除細動器は更新による増減でございます。

認定第4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定の説明は以上でございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

**今井康善議長** ここで、監査委員から令和4年度決算の監査結果の報告を受けます。山崎監査委員。  
**山崎文男監査委員** 監査委員の山崎です。それでは私から、審査の結果を御報告申し上げます。お手元の決算審査意見書を御覧ください。

去る8月28日、矢島正恒監査委員とともに、令和4年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

審査の着眼点といたしましては、決算に計上された金額の正確性、予算執行や財産管理の適正性及び効率性を中心に、関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査いたしました。いずれも正確、適正に処理されていることを認めました。

なお、留意を要すると思われる点を3ページに意見として挙げさせていただきました。詳細については省略いたしますが、総体的には公金の取扱いについて、今後も適正な管理運営に努めていただくとともに、金利が上昇傾向にあることから運用面にも目を向けながら、財政の健全性維持に努めるようお願い申し上げます。以上です。

**今井康善議長** これより、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第5号まで、五つの議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**今井康善議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第13号、議案第16号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号を。福祉環境委員会に、議案第14号、議案第15号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号をそれぞれ付託いたします。

---

**○日程第13**

**陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書**

**○日程第14**

**陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書**

**今井康善議長** 次に、陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書及び陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書を議題とし、福祉環境委員会に付託いたします。

---

**今井康善議長** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**今井康善議長** 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時14分



## 令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和5年10月11日（水）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 認定第 1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 陳情第 1号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 日程第12 陳情第 2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|-------|-----|--------------|
| | 1番 | 宇野香二… | 31 | 2番 花岡進… 36 |
| | 3番 | 望月克治… | 42 | 4番 早出すみ子… 47 |
| | 5番 | 小泉正幸… | 52 | |

日程第 2～日程第12

議案第13号から認定第5号、陳情第1号及び陳情第2号の11件各質疑
議案第13号、議案第16号、認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告
議案第14号、議案第15号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号、陳情第1号、陳情第2号 福祉環境委員長報告
議案第13号から陳情第2号まで11件各質疑、討論、採決

閉 会

〇出席議員（22名）

1番	・川 信 仁	2番	花 岡 進
3番	林 元 夫	4番	吉 澤 美樹郎
5番	小 泉 正 幸	6番	大 津 学
7番	横 山 真	8番	伊 藤 浩 平
9番	佐 宗 利 江	10番	松 下 浩 史
11番	今 井 康 善	12番	小 松 壮
13番	宇 野 香 二	14番	早 出 すみ子
15番	今 井 浩 一	16番	名 取 久仁春
17番	牛 山 基 樹	18番	渋 澤 務
19番	木 村 かほり	20番	望 月 克 治
21番	長 田 近 夫	22番	矢 島 正 恒

〇欠席議員（なし）

〇説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	金 子 ゆかり	副 広 域 連 合 長	早 出 一 真
副 広 域 連 合 長	今 井 敦	副 広 域 連 合 長	宮 坂 徹
副 広 域 連 合 長	名 取 重 治	副 広 域 連 合 長	牛 山 貴 広
監 査 委 員	山 崎 文 男	事 務 局 長	茅 野 徳 雄
会 計 管 理 者	松 木 史 江	企 画 総 務 課 長	師 岡 竜 也
情 報 政 策 課 長	久 保 田 好 康	介 護 保 険 課 長	矢 島 知 紀
八ヶ岳寮寮長	五 味 一 彦	消 防 長	大 槻 秀 次
消防次長兼総務課長	上 原 昭 司		

〇職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	藤 森 一 彦	企 画 総 務 課 総 務 係 長	山 本 征 幸
書 記	今 井 稜		

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午後 0時10分

（傍聴者 1名）

開 議 午前 9時30分

今井康善議長 おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

○日程第 1

一般質問

今井康善議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

宇野香二議員の質問を許します。宇野香二議員。

13番宇野香二議員 どうもおはようございます。13番、宇野香二です。私のほうからは、防災についてお聞きをしたいと思います。通告にありますように、住民の生命財産を守り、安心して安全な生活の確保のため、諏訪圏域の防災体制の強化について伺いたいと思います。

令和4年3月に策定されました諏訪広域連合の広域計画の中に、本広域計画においては、次の5項目を郷土づくりの柱として定めたとあります。その柱の一つに、交流と連携による安全で住みやすい郷土づくりという項目には、このように書かれております。「住民が安心して暮らしていくために地域防災体制を強化して住民の生命財産を守り、安全な生活の確保を図る必要があります。住民、行政が一体となって、広域連携を強め、安心して住みやすい郷土をつくります。」とあります。

また、昨日は金子諏訪広域連合長の挨拶の中にも、防災対策に万全を期したいとございました。また、早出副連合長も市長選挙で災害に強いまちづくりを訴えておりました。防災は、多くの人の共通認識であり、重要な政策課題の一つであります。諏訪圏域だからこそできる防災の取組が私はあると思います。地域の防災力の向上を図るために、以下、順次お聞きをしたいと思います。

それでは初めに、通告どおり（1）番、防災について諏訪広域連合としてのお考えを伺います。

壇上の質問は以上です。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。宇野香二議員の御質問にお答えをしております。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発をしております、甚大な被害を引き起こしております。諏訪地域は、過去には災害に対して縁遠い地域と言われておりましたが、2000年以降、6市町村各地で何度となく土砂災害に見舞われ、災害の怖さを身にしみて感じております。このため、諏訪地域各地で防災の重要性を改めて認識し、行政、地域を含め防災対策に取り組んできております。

しかし、防災・減災は地域のみ、行政のみの取組でできるものではなく、防災の3助と言われております自助・共助・公助の考え方が重要であると考えます。中でも、自助・共助は地域住民お一人お一人の防災意識を高める必要があります、6市町村として地域の実情に沿った支援を独自に実施、展開しているところでございます。

そんな中、諏訪広域連合としての防災への取組としては、地域の消防力の強化、広域消防の機能強化が重要であると考えております。諏訪地域は多様な地形を有しており、災害リスクの種類にも地形による違いが見られることから、災害対応には地域の実情に応じたきめ細やかな対応が必要であると考えます。そのためには、6市町村の防災担当部局と広域消防の綿密な連携が不可欠であり、既に実災害や訓練でも6市町村防災担当部局と広域消防が連携し、対応に当たっているところでございますが、引き続きシームレスな対応ができるよう、体制の整備に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 続きまして質問をさせていただきます。通告にあります(2)番、それでは具体的に過去に実施した防災対策事業について、ございましたらお聞きをしたいと思います。

今井康善議長 事務局長。

茅野徳雄事務局長 お答えいたします。広域連合として、過去から実施しております防災に関する事業といたしましては、例年実施しております広域防災講演会と、隔年で実施しております臨時災害放送局開設訓練がございます。

まず広域防災講演会は、平成14年4月に諏訪地域6市町村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことを受け、平成15年度より6市町村と諏訪広域連合協働で防災啓発を目的に実施しております。広域連合といたしましては開催に関わる経費を支出し、講演会を6市町村が持ち回りで毎年実施してきております。

また、臨時災害放送局開設訓練につきましては、大規模災害発生時に必要な情報を速やかに住民に提供することにより被害の軽減化を図るとともに、住民生活の安全確保に寄与することを目的として、平成25年8月にエルシーブイ株式会社と諏訪広域連合が臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定を締結し、平成29年度より隔年実施してきております。今年度も実施予定でございます。

実施に当たっては、広域連合6市町村防災部局とエルシーブイ株式会社が連携し、FM放送の放

送時間枠を確保して、災害時に必要となる地域の道路状況やライフラインの状況、避難所開設状況等の情報を放送し、実際の災害を想定した訓練を行い、FM放送の必要性や地域防災への取組について周知を図り、地域と協働して防災意識の啓発、高揚を図っております。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございました。

通告の(3)番以降については、防災を担う人材の輩出、育成、連携についてお聞きをしたいと思います。災害に強いまちづくりは人づくりということで、今回の質問ではこの人づくりという点でお聞きをしていきたいと思います。

それでは、通告どおり(3)番、諏訪広域消防と各地の消防団及び自主防災組織との連携状況を伺います。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 初めに、消防団及び自主防災組織につきましては、構成市町村ごと、または市町村の行政区ごとなどで組織されておまして、火災をはじめとした各種災害発生時には地域住民の生命、身体を守るといった目的を同じとしていることから、連携体制の確保、コミュニケーションの必要性や重要性につきましては、平成27年度の広域消防発足当時から今日に至るまで変わることがないものと考えております。

市町村長の直属の組織であります消防団との連携につきましては、訓練、行事等を通じて平時から協力体制の構築に努めているところであり、特に広域消防の一元化に併せて配備しました指揮隊は効率的な部隊運用や安全管理を目的に、災害現場で現場指揮本部を設置して対応を図ることとしており、消防団におきましても安全で効率的な現場活動を行うため、諏訪広域消防が設置する現場指揮本部に併設し、指揮本部を立ち上げ連携を確保する中で、それぞれの役割や活動を共有し、統一された活動方針の下、災害対応に当たっているところでございます。

次に、自主防災組織との連携についてでございますが、自主防災組織は自主的に住民同士が助け合い、市町村の担当部局と日頃からつながりを持って活動をしている組織であり、広域消防と連携する機会は限られておりますが、自主防災組織からの依頼による救命講習や、消火器を使用した訓練を通じて連携を図るなど、地域防災力の向上に努めているところでございます。

火災をはじめとした各種災害現場において、地域住民の生命、身体を守り、被害を最小限にとどめるためには、消防団等との連携・協力体制はなくてはならないものと考えております。今後におきましても、消防団等との連携の下、さらなる消防体制の強化に努めてまいりたいと考えています。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございます。今の御答弁に関連して、各市町村の消防団や自主防災組織が、他の市町村の消防団や自主防災組織との連携についてはいかがでございましょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 市町村の枠を超えた訓練等についても、要請に基づいて連携、訓練を図るなど実

施をしているところでございます。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございます。

続いて、通告どおり（４）番、諏訪広域消防と各関係機関との連携による、広域的な防災訓練の状況についてお聞きします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 警察機関や医療機関などの関係機関と連携した広域的な訓練につきましては、大規模な災害を想定した演習訓練に関係機関の皆様の参加を依頼し、有事における連携について確認を行っております。

例えば、多数傷病者発生事故を想定した諏訪広域消防大規模救急救助演習や、水難救助事故を想定した諏訪広域消防水難救助演習を実施しており、今年は今週、岡谷市看護専門学校の協力をいただき諏訪広域消防大規模救急救助演習を、岡谷警察署、信州大学医学部附属病院、諏訪赤十字病院等に参加していただき、実施を予定しているところでございます。このほかにも中日本高速道路株式会社、諏訪湖安全対策警察連絡協議会、一般社団法人富士見パノラマリゾートとの合同訓練を実施しております。

消防団との連携訓練は、毎年各市町村の防災訓練におきまして各署と消防団と連携訓練を実施しており、情報の共有、活動内容の確認を行い、一定の成果を上げているところであり、本年５月に茅野市・諏訪市境で発生した大規模な林野火災においても、諏訪広域消防本部と諏訪市消防団、茅野市消防団で合同の指揮本部を設置し、情報の共有から活動方針の決定を実施したことなどにより、早期に鎮火できたものと考えています。

いずれにいたしましても、各種訓練を通じて消防団、関係機関、そして住民の皆様との連携を図ることにより、防災を担う立場の皆様のご知識及び技術の向上につながり、ひいては地域全体の防災力がより強固になっていくものと考えております。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございました。

災害対応は広域消防が担っていただいております。また消防団や自主防災組織の方々には地域の防災リーダーとしての役割を期待されております。この防災リーダーを輩出、育成するに当たって、防災士という資格が注目をされております。防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されて、そのための十分な意識と一定の知識、機能を習得したことを日本防災士機構が認定する民間資格であります。阪神淡路大震災の教訓から防災士は誕生しました。６万円程度の費用がかかりますが、２日間の養成講座を受講後、試験に合格し、救急救命講習を受講し、登録申請をすれば資格を取ることができます。

防災士は平常時の防災意識の啓発、避難訓練、災害時の避難誘導、初期消火、救出・救助活動、避難者支援や避難所の運営などの役割が期待されています。防災士の輩出が地域防災力の向上に有効であると認識されており、多くの自治体でこの資格取得費用の助成を行っております。諏訪圏域

でも岡谷市以外の5市町村が助成を行っております。

そこで、通告にありますように（5）番、諏訪広域連合としての防災士に対する考えをお伺いします。

今井康善議長 事務局長。

茅野徳雄事務局長 議員おっしゃるとおり、防災士は地域の防災リーダーとしてとても重要であり、その育成は諏訪地域にとって非常に重要であると認識しております。また、育成のための資格取得支援につきましても既に、6市町村で支援内容は違うものの、個別に対応しているところもございます。

しかし、防災士に対する6市町村の関わり方、位置づけはそれぞれ異なっており、諏訪広域連合として具体的な支援については、現在まだ行っておりません。引き続き、6市町村防災担当部局との情報交換や防災担当者会議等を通じ情報共有や連携を図り、支援方法の在り方などについて協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございます。

防災士の資格費用の助成については、二通りあると思います。一つは資格取得を希望する住民の方が、御自分で養成講座をやっているというところを探して受講して、資格を取れたらその後自治体が助成をするというもので、これが一般的かと思います。

もう一つは、自治体が助成すると、自治体が自前で養成講座を開催して地域から推薦された人に受講してもらい、費用を全額負担して資格を取ってもらうという方法です。8月8日に行政視察をしました埼玉県行田市は、まさにそうした自治体でございました。その行田市の危機管理の担当職員の、このような言葉が印象的でした。行田市のために尽くしてくれる防災士を何としても輩出したい、地域との強い絆を持った防災リーダーをつくりたい。こうした熱い思いがひしひしと伝わるものでございました。

そこで、諏訪広域連合として、この防災士資格取得の養成講座の開催を提案したいと思います。資格の費用の助成については各市町村が行っております。唯一行っておりません岡谷市も、この6月議会での一般質問で前向きな御答弁をいただき、早期の助成を期待しておりますところでございます。したがって、諏訪広域連合として仮に養成講座を開催するとしましても、大きな予算が必要になることはないと思います。自治体単独での養成講座を開催するのが理想ではありますが、隣接する二つの自治体が合同で開催した例もございます。

また、先ほどもありましたように、今までにもこの6市町村の危機管理の担当者が集まって防災士のことを話し合ったということも聞いております。改めてお聞きをします。諏訪広域連合として、この防災士養成講座を開催するということはいかがでございましょうか。

今井康善議長 事務局長。

茅野徳雄事務局長 防災士の養成講座の実施につきましては、まず6市町村として養成講座の必要性の検討をしていただきながら、講師の招聘、それから費用負担、事業実施に係る事務分担等を

6市町村担当者と諏訪広域連合において十分協議する必要があると考えておりますので、引き続き調査研究をしてみたいと存じます。以上です。

今井康善議長 宇野香二議員。

13番宇野香二議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

6市町村の各自主防災組織から推薦をされた人が、広域連合で開催する防災士養成講座を受講し、防災士の資格を取って各地域で防災リーダーとして活躍をする。それとともに、諏訪圏域内の防災士同士が交流をして連携を強めていく。こうした防災士同士が連携を取って、行政主導ではなく民間主導で活発に活動している地域が、ほかの自治体でもございます。まさに先ほど冒頭で述べました、広域計画の中の郷土づくりの柱の一つである、交流と連携による安全で住みよい郷土づくりの姿ではないでしょうか。

6市町村が合併する、しない、また湖周は一つについて賛成、反対という議論も大切かと思えます。ただ、それ以上に、例えば地域防災を担うリーダーがこの諏訪圏域内に数多く誕生し、そうした人々が交流や連携を深める。こうした人のつながりが諏訪圏域内で強まる、深まるということが何よりも大事であると、このように考えます。

識者の言葉に、一人一人の力を育み、地域の人々の力を糾合していくことが必ずや災害に負けない社会を築く基盤となる。その中で紡がれ、結ばれた絆は、いざというときに力を発揮するものだとございます。

最後になりますが、災害に強いまちづくりは人づくり、そして人と人の絆を強めることであると述べまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

今井康善議長 以上で宇野香二議員の質問を終わりにいたします。

次に、花岡進議員の質問を許します。花岡進議員。

2番花岡進議員 質問番号2番、議席2番、花岡進です。通告に沿って質問してまいります。

一つ目の質問は、第9期介護保険事業計画策定についてであります。次期計画の策定に向けて検討が行われていると思いますが、検討の前提となる第8期計画に基づく事業の実施状況はいかがでしょうか。

令和5年3月議会において、第8期計画期間の未整備分は、グループホームが18人分、特別養護老人ホームが28床分、介護老人保健施設が20床分、特定施設入居者生活介護は新規整備が29人分、転換予定の143人分が未指定となっているとのことですが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。また、未整備になっている事業があれば、その要因、今後の進め方についてお聞きいたします。また、特別養護老人ホームの待機者は令和4年9月末時点で6市町村の合計で461人とありますが、その後の推移はいかがでしょうか。

以上、1回目の質問として、以下は質問席から質問させていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 それでは、花岡進議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険事業計画につきましては、介護保険法に基づき、地域の要介護者等が、その有す

る能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護保険の給付等対象サービスの種類や必要量の見込みを予測して定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるもので、現在、第8期介護保険事業計画については令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としております。

次に、第8期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況につきましては、過去の定例会におきまして変更分についてお答えさせていただいておりますが、今年度は第8期介護保険事業計画の最終年度となりますので、現在の状況について順次申し上げます。

特別養護老人ホームについては、整備予定39床分に対しまして、整備済みは茅野市の10床、未整備分は岡谷市の29床となっております。次に介護老人保健施設については、整備予定だった茅野市の増床20床分が未整備となっております。そして、グループホームにつきましては、整備予定72床分に対しまして、整備済みは岡谷市、諏訪市の36床、整備中は諏訪市の18床、未整備分は原村の18床となっております。最後に、特定施設入居者生活介護につきましては、整備予定248床分に対しまして、整備済みは岡谷市、諏訪市の76床、整備中は岡谷市、諏訪市の50床、未整備は諏訪市、茅野市、下諏訪町の124床となっております。

施設整備につきましては、介護保険事業計画策定前に行う事業者の意向確認から、実際に施設整備に至るまでに期間が空きますので、その間に起こった物価高騰や予想しなかった新型コロナウイルス感染症の蔓延などによる環境変化が影響しているものと捉えているところです。

今後の施設整備の進め方につきましては、今期末整備となった施設を再度計画に入れるということではなく、新たに施設整備を行う事業者の意向や制度改正の動向を踏まえつつ、各種アンケート結果や既存施設の稼働率などの状況に基づきまして、必要整備数を各部会や介護保険委員会等で検討していただく中で、第9期介護保険事業計画の策定準備を進めているところでございます。

また、特別養護老人ホームにおける入所希望者数につきましては、当広域連合では半年ごとに施設から情報をいただき、集計をしております。直近では令和5年3月31日時点における人数となりますが、6市町村合計で500人でした。半年前の令和4年9月30日時点の入所希望者数は512人、1年前の令和4年3月31日時点の入所希望者数は526人でしたので、半年間に10人強のペースで減少している状況から、減少傾向は続いていると捉えております。

この減少傾向につきましては、一つに指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設への入居を選んでいることが考えられます。入居した要支援・要介護の方は、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話といった特定施設入居者生活介護を利用することができます。

もう一つには、在宅サービスの充実が挙げられると考えられます。訪問、通所、短期入所などの居宅サービスに加え、地域密着型サービスとして、通いを中心に訪問や短期宿泊を組み合わせた多機能なサービスである小規模多機能型居宅介護や、それに訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護のほか、訪問介護と訪問看護が連携を図って、1日に複数回短時間の定期訪問と、通報などによる随時の対応を24時間対応で行うサービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、

いずれも在宅にしながら施設並みのサービスを受けられることから、施設入所ではなく、こういったサービスを利用して在宅で過ごすことを選ばれる方が増えてきていると考えられます。以上でございます。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 下諏訪町が運営する特養ハイム天白では、令和5年9月現在の待機者数は111人、そのうち下諏訪町が51人、岡谷市が46人ということです。なかなか申し込んでも順番が来ないで、今は有料の施設に入っているので費用負担が大変という声も聞いております。待機者を減らすには、第8期計画の整備もそうですが、第9期計画で特別養護老人ホームのさらなる整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 それではお答えします。特別養護老人ホームにつきましては、8期の中で未整備の分等が残っている部分がございます。こちらのほうとしましても、整備のほうは必要と考えておりますけれども、待機者の中には施設に入居ができなくなったときも見送るとか、そういった方もいらっしゃいますので、実態が500人全てという形ではないということと、あと複数の特別養護老人ホームに申込みをしている方の重複等もございますので、そういったところを含めまして、第9期介護保険事業計画の中で検討をしてみたいと思っております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 第9期での特養の入所定員総数の拡充の検討をぜひお願いいたしまして、次の質問に移ります。

第9期介護保険事業計画策定に向けた課題と進捗状況についてお聞きいたします。広域連合のホームページで、令和4年度ケアマネジャーアンケート調査結果と介護従事者等アンケート調査結果を拝見いたしました。やりがいはあるが、仕事の内容の割には給料が安い、精神的にきつい、人手が足りないという回答が多いことが分かりました。また、介護職員確保に向け、介護の仕事のイメージアップを図るために、広域連合として広報に「介護のお仕事のホント!」を掲載したり、令和4年度に介護フェスタを開催したり、中学・高校への出前講座を開催するなど努力されていることが分かりました。

6月に実施予定とされたサービス提供事業所アンケートの調査結果はいかがだったでしょうか。これらの調査結果を踏まえ、第9期計画の議論の進捗状況はいかがでしょうか。また、次期計画に向けた課題は何でしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 これまでに、第9期介護保険事業計画の策定に向けた各種アンケート調査を行っております。昨年12月に実施しました高齢者等実態調査につきましては、元気高齢者998人に発送し66.7%の回収率、居宅要介護・要支援認定者7,545人に発送し56.2%の回収率となりました。また、今年度6月に実施しましたサービス提供事業者アンケート、こちらにつきましては343事業所に発送し75.2%の回収率、ケアマネジャーアンケート

につきましては、210名に発送し72.9%の回収率となっております。なお、第9期介護保険事業計画中の施設整備に係る事業者意向調査についても、同じく実施しております。

そして、これらの調査結果がまとまりましたので、8月末に第1回目の介護保険サービス部会と介護保険予防部会を開催し、調査結果を基礎資料としてお示しして意見をいただいておりますので、9月に開催しました第2回目の介護保険委員会で報告を行っております。

なお、各種アンケート結果からの課題抽出と整理につきましては現在行っているところでございますので、次回10月末開催予定の各部会や介護保険委員会等でお示しし、御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えているところです。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 第9期の計画策定はどんなスケジュールで進められるのでしょうか。介護保険委員会等で検討している内容を計画段階で積極的に開示していただけないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 介護保険委員会につきましては、年3回開催しまして事業計画実施の進捗管理等を行っておりますが、介護保険事業計画の策定年度の今年度につきましては年6回開催し、国の介護保険制度の改正内容等を踏まえまして、第9期介護保険事業計画策定に向けた議論を行っていくこととなっております。

国では、次期介護保険制度の改正に向け、社会保障審議会で議論を進めておりますが、社会情勢の影響等により現在も検討が継続されており、年末まで結論が先送りされる状況であります。このため、介護保険委員会等において本格的に議論ができるのは年末近くにずれ込むことが見込まれ、集中的に検討を行わなければならないことが予想されております。第9期介護保険事業策定に向けた情報提供の方法につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 では次に、第9期計画における介護保険料の引下げについて質問いたします。第8期計画では、第1号被保険者の保険料が基準額で月100円引き上げられました。昨年10月から、75歳以上の約2割に当たる人の医療費負担が1割から2割になりました。年金額が減らされ、物価高騰もあり、高齢者の生活がますます厳しくなっています。

また、後期高齢者医療保険料を2024年度から段階的に引き上げる健康保険法などの改正法が成立しました。75歳以上の方のうち、約4割が引上げの対象になるということです。高齢者の暮らしのさらなる圧迫につながりかねません。介護保険介護給付費準備基金を見ますと、令和4年度末残高が令和2年度末より積み増しされています。準備基金の積極的な取崩しによる保険料の引上げ（同日、介護保険料の引下げの訂正あり）を検討していただけないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 少子高齢化により、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少という社会構造の変化が進んでおり、被保険者の皆さんが安心して生活できる社会保障制度の充実が求められている中、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額につきましては、公

平で適切な金額とすることが望まれていると考えております。

第9期介護保険事業計画での基準額の設定に当たりましては、計画期間の3年間で必要となる保険給付費等から算出した額を基本に、介護保険制度の改正を踏まえた上で、介護給付費準備基金の活用による保険料額の軽減や、2025年、2040年問題を見据えた検討を介護保険委員会や保険料部会において行ってまいりますが、現在、国の社会保障審議会において、次期保険料、次期介護保険制度の改正に向けた議論が遅れているため、当広域連合におきましても第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額につきましては、検討がまだ進んでいない状況となっております。

今後、国の介護保険制度改正の動向を注視しながら、その他の要因も踏まえまして、保険料部会や介護保険委員会等で検討してまいりたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 保険料の額の決定に当たっては、何を根拠にしているのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 まず、第1号被保険者の介護保険料基準額につきましては、介護保険事業計画期間における介護サービスに必要な費用の見込みに基づき算出され、条例で定めております。一人一人の介護保険料額は、御本人の所得と世帯の住民税課税状況などにより、現在14段階に分かれ、基準額に各段階の料率を掛けて保険料額が決まっております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 令和4年度の決算書では、介護保険給付準備基金の残高は13億7,253万9,673円となっています。昨日の本会議での説明では、令和4年度の準備基金の積立金は2億566万2,067円、介護保険特別会計への繰入金は1億3,598万9,000円であり、令和4年度中に6,967万3,067円、約7,000万円を基金に積み増したということです。

また、第8期計画期間中の基金からの繰入額は、令和3年度が3,117万4,000円、令和4年度が1億3,598万9,000円。令和5年度は、予算ではありますが、1億4,910万2,000円ということで、第8計画期中の繰入額の合計は3億1,626万5,000円となるという予定でしょうか。第8期計画では、介護保険料の上昇を抑えるために、基金から5億3,800万円を取り崩すとしておりますが、基金の半分近くを取り崩すという計画だったんですが、令和5年度末の基金残高を幾らと見込んでいるのでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 令和5年度末の介護保険介護給付費準備基金残高の見込みにつきまして、見込みの額となりますけれども、現時点では15億7,700万円ほどを見込んでおります。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 第8期計画中に繰り入れるとした額の繰入額は、約2億2,000万円というものが未執行となると思います。第8期計画中のスタート時である令和3年3月末の基金残高は11億2,583万8,000円だったんですが、一体幾らまで今後積み上げていくつもりでしょ

うか。

それから、県内の保険者別の第1号保険料の基準額を見ますと、第7期と第8期の比較では県内63の保険者のうち、伸び率がマイナスとなった保険者が13、伸び率がゼロの保険者が25となっています。保険料を引下げしている保険者もあります。諏訪広域連合においても、基金の取崩しによって引下げは可能ではないでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 第1号被保険者の保険料基準額の引下げにつきましては、第7期と第8期の比較を、ある程度規模のある県内の市または広域連合の保険料についても見てみますと、伸び率がマイナスとなっている団体が4団体、プラスが5団体、同額が9団体となっております。いずれにしても、当広域連合の実情に合わせ、介護保険料の抑制を念頭に置いた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、準備基金の金額については、どれほどというところは決まったところはありませんけれども、15億円強というところは給付費でいいますと1か月の給付費程度ということになりますので、どこまでという考えはございませんが、何かあったときの準備基金ということになりますので、そういったところも加味しながら考えてまいりたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 準備基金を取り崩すという計画のところ、積み増ししているということですので、ぜひ保険料の引下げを御検討いただきたくお願いをしまして、次の質問に移ります。

介護保険制度の改定について質問いたします。国が検討している要介護1・2の生活援助総合事業への移行と、ケアプランの有料化は、2027年度改定に向けた課題に先送りされましたが、利用者2割負担の対象者の拡大となる一定以上の所得の判断基準、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室の室料負担の新設は年末に結論を出すとされています。

2021年8月から介護保険施設の食費、居住費の補足給付の認定要件である預貯金の額が厳格化されたこと、年金収入等の額により設けている負担限度額を大幅に引き上げたことにより、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、介護老人保健施設などの食費、居住費の利用者負担が大幅に増えました。これに加えて、24年度改定による利用者負担増が行われれば、介護が必要でもサービスを受けられない人を生み出しかねません。国に改定の中止と利用者負担の軽減を求める意見を上げていただきたいのですが、お考えはいかがでしょうか。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 次期介護保険制度の改正に向け、現在、国の社会保障審議会において給付と負担の見直しを柱に議論が進められております。ケアプランの有料化につきましては、その影響や評価、公平性の確保などを踏まえまして包括的に検討し、第9期介護保険事業計画のさらに先となります第10期計画期間までに結論を得るなどと慎重な審議が行われていると承知しております。また、利用者2割負担対象者範囲の拡大や、老健、介護医療院の多床室の室料負担の導入につきましては、第9期介護保険事業計画に向けて結論づけられる予定でございます。

次期介護保険制度の改正に向けたこれらの議論につきましては、要介護状態等の軽減・悪化の防止と言った制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費、そして利用者負担の適切な組合せにより、制度の持続可能性を高めていくために必要な議論だと考えております。当広域連合といたしましては、制度改正の内容により第9期介護保険事業計画の策定に大きく影響することと捉えております。

国は、これらの見直し案の結論を今夏取りまとめるとしていましたが、物価高騰による高齢者への影響などを踏まえまして、検討を継続し、年末までに結論を先送りするとしていることから、今後も社会保障審議会での議論等動向を注視していきたいと考えております。

今井康善議長 花岡進議員。

2番花岡進議員 行き届いた介護を実現するために、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本的な改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが必要です。介護保険の利用に新たな困難をもたらす改定は行わずに、介護保険料、利用料、居住費、食費の負担軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを求めていくことを述べて、私の質問は終わります。

今井康善議長 花岡進議員の質問を終わりにいたします。

次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

20番望月克治議員 20番、日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。諏訪広域消防の現状の課題と対応についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、医療関係や状況把握の体制なども変わりました。消防の体制や感染対応において変更はありますか。答弁を求めます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 望月克治議員の質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、世界中に感染が拡大し、人々の社会生活に多大な影響を及ぼすだけでなく、感染によりその貴い命を失う人々が多数発生してしまい、感染症の怖さを改めて実感したところでございます。日本国内においても感染拡大に伴い、非常事態宣言による社会生活の制限、また自治体におけるコロナ対策など、様々な対応をしてまいりました。

当地域において第7波、第8波による爆発的な感染拡大が発生した際にも、消防体制については諏訪保健福祉事務所をはじめ医師会、医療機関との緊密な連携体制を構築し、円滑な業務遂行に努めてきたところでございます。こうした中、本年5月8日に2類感染症相当から5類感染症に移行されたところであり、社会生活も感染拡大以前の状況に戻りつつありますが、長野県においては全県に医療警報が発令された時期もあったことから、引き続き感染拡大の状況を注視しつつ、関係機関と連携協力してまいりたいと考えております。

なお、5類感染症への移行後の消防体制の詳細については、消防長より答弁をいたします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 新型コロナウイルス感染症に対する消防体制及び対応についてお答えをさせていただきます。

令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、消防機関においても様々な対策や対応をしてきたところでございます。5類感染症に移行した令和5年5月8日までは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく2類感染症相当とされ、感染者及びその擬似者については指定感染症感染者及びその擬似者とされており、感染症法上、移送業務として都道府県知事が行うこととされてきました。

しかしながら、感染拡大が続く中では、その対応能力を超えることも予想され、当地域においてはエボラ出血熱患者等の移送に関する協定書の協定に準拠した形で、保健福祉事務所からの要請により消防でも一定の条件の患者に対する移送業務を行ってきたところでございます。この際、移送先医療機関の選定につきましては、コロナ病床数の把握を行っている保健福祉事務所が行い、救急隊が収容を行うこととして対応しており、当消防本部管内では、いわゆる搬送困難症例とされる医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上とされる事案は1事案もございませんでした。

また、救急活動においても、うつらない、うつさないという基本的な考えの下、救急隊の感染防止対策につきましては諏訪保健福祉事務所長を迎えての研修などを行い、現場活動においては、感染防止衣、マスク及びゴーグル着用などの標準予防策の徹底を行い、移送業務におけるポリフィルムを使用した車内養生、感染予防資器材の使用など対策を行いウイルスの拡散防止措置を図ってきたところであり、活動を行った職員の感染及び傷病者間での感染症例は確認されませんでした。

次に、5類感染症への移行後の対応についてでございますが、指定感染症から移行したことにより、患者等の搬送は移送業務には該当しなくなり、通常の救急業務での対応となっております。これに伴い、収容医療機関の選定についても通常の対応として救急隊が行っております。5類移行当初は、収容医療機関の選定に時間を要す等の活動への影響を危惧していたところでございますが、現在までに収容医療機関の選定に苦慮するような事案はなく、円滑な業務が行われていると考えているところでございます。

感染症対応につきましては新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症に対応するため、引き続き感染予防策の徹底を図ってまいりたいと考えております。今後の感染者数の推移については、予測できない部分ではございますが、いかなる状況にも対応するため、医療機関、医師会及び保健福祉事務所などの関係機関との情報共有、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 5類移行後、全国では医療警報が発出されるなど医療機関は逼迫しています。この諏訪圏域は医療機関が充実しているので、今、消防長がお話いただいたように、そんなに問題なくといいますか、そんな状況だったということは分かりますが、ただ、福祉施設でも集団感染が発生しているということは伝えられています。第9波とも言われていますが、そうしたときの現状で救急体制への影響はあるのか。また、出場件数ですね、救急体制の。そうしたものに変化があるのか、お聞かせください。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 令和5年5月8日の5類感染症への移行後、8月29日に医療警報が長野県内に発令されたところでございますが、医療機関への収容について困難であった事案についてはございませんが、今後の動向に注視しつつ、必要に応じて医療機関及び保健福祉事務所との連携に努めたいと考えております。

出場件数の推移についてでございますが、令和2年より5類感染症への移行前までの期間、196件の移送業務を行っており、そのうち第7波、第8波流行期がございました令和4年度には、181件の移送業務を行ったところでございます。5類感染症への移行後につきましては、通常の救急業務として対応しているため、通報時または活動の中で得た情報による件数となりますが、8月末まで47件となっております。このうち、医療警報が発令されました8月は28件対応しておりますが、先ほど申しましたとおり、医療機関への収容に苦慮した事案はございませんでした。以上です。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 今回の議会に出されている資料では、消防の出動回数ですね、救急。年々上がっていて、過去最高を前年度に記録しているかと思えます。また、この先も増えるのではないかと思います。十分な体制が求められる思っています。5類以降後にも職員の罹患、救急搬送中とかではなく家庭内ですとか、そういったところでの罹患があったのかどうか。そのときの自宅待機などの基準や、そうした場合の各署、隊の人員体制、その対応はどのようになっていますか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 令和5年5月8日の5類感染症への移行後、8月末現在19名の職員の罹患がございました。また、このことによる出動体制の影響はございませんでした。

消防署の勤務体制は3部制で、三つの係が交代で勤務をしております。消防署の運用隊数に応じて、各係3名から12名を割り当てて、1名から2名が研修出向や休暇ができることとしております。新型コロナウイルス感染や濃厚接触者として勤務者が確保できない場合には、消防署単位または広域消防全体で柔軟に補充、配置替えをすることにより、出動体制を維持する計画としております。

また、職員の家族が罹患した際の対応としましては、企画総務課から令和5年4月19日に発出された方針に基づきまして、職員に対して出勤停止などの就業制限は行わず、家庭内でできる限りの感染症対策、患者との一定の距離を取る等の対策をし、出勤可能としております。ただし、年次有給休暇や看護休暇等を活用し、休養することを推奨しているところでございます。

職場内での感染対策については、適切なマスクの着用、手指消毒、手洗い等の励行を引き続き実施しているところであり、新型コロナウイルス感染が発症した当初より、職場内における感染はございませんでした。今後においても、新型コロナウイルス感染症に限らず、その他の感染症にも留意し、引き続き感染対策に努めてまいります。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 広域化ということで、各署で人員配置をやり替えてやりくりをしているとい

うことですが、7月の議会でもお聞きして分かったことですが、罹患者、それから濃厚接触者ということで職場に出勤できない職員が重なり、ほかの署から、今、消防長がお答えいただいたように、人員を入れ替えて対応していたということです。あと何人か感染者、そういう出勤停止の人が出れば、どこか一つの消防署を閉めなければいけないという状況まで、危機的な状況だと思いますが、そこまで追い込まれていたということはあるので、対応は絶対必要だと思うのですが、現状の各署の人員体制について、聞くところによりますと茅野署は退職者が重なって人員不足が起り、また北部分署は、今年度当初より1隊3人体制で厳しい状況と聞いています。

消防庁の「消防力の整備指針」、第3章「人員に係る指針」の第27条「消防隊の隊員」には、消防ポンプ自動車1台につき5人とされています。消防庁の人員についての考察資料、この中で多くの消防署では4人としていることから4人でもいいとされていますが、放水活動や労力、安全管理において負担が大きい旨の意見が多く出されていることから、3人以下を、いいですか、3人以下を規定することは適当ではないと思われるとされています。現状をどう消防長はお考えでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 お答えいたします。各署の出動人員につきましては、各係最低勤務人員が決められておりまして、3隊運用している岡谷消防署、諏訪消防署については10名、2隊運用の茅野消防署は7名、下諏訪消防署、富士見消防署は6名、1隊運用の原消防署、茅野北部分署、茅野西部分署は3名となっており、最低人員に1名から2名、出張や研修、そして休暇等を取れる人員を配置しているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、4月から7月にかけて自己の事情により茅野消防署の職員2名が退職し、休暇等を取れる人員が確保できない状況がございましたが、諏訪消防署、岡谷消防署から一時的に人員補充をして対応いたしました。現在は、本年度新規採用職員8名が6か月間の長野県消防学校での初任科研修を修了し、各所属に配属されており、このことにつきましては解消されております。

また、出動1隊の人員につきましては、「消防力の整備指針」では議員御指摘のとおり、タンク車、ポンプ車は4名でも可としておりますが、研修や休暇等がある場合は、隊の最低人員として全署共通で指揮車、タンク車、ポンプ車及び救急車は3名、はしご車、救助工作車は4名での運用としております。以上です。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 繰り返しになりますが、消防庁の調査でも多くのところで4人が通常だと。基本的には5割近くが4人で動いているというデータがありますが、3人のところも14%ほどある。

しかし、繰り返しになりますが、3人以下を規定することは適当ではないとされているわけですね。3人ずつで3隊で9人で回すとなると、もう1人も休めない。非常に厳しい、もう張り詰めた状況になってしまうわけです。もし今回のようなことがあって、出勤停止の人員が増えれば、また

同じことが繰り返されるわけですよ。もしかすれば、どこかの消防署を閉めなければいけないという状況にもなりかねない。そうしたことは絶対避けなければいけないと思っています。

次に、広域消防本部の職員体制についてお聞きします。広域消防本部の幹部職員が元の岡谷署の職員に偏っているのではないかと私は感じています。広域化する際の指針、今回、議員が改選で研修があった際の資料の「諏訪広域消防本部の消防一元化について」には、こう書かれています。適切な人事による組織の活性化、それによってバランスの取れた組織が構成されます、とされています。ところが、私の見方なのかもしれないですが、消防本部の幹部に岡谷署の職員が偏っていると感じられるのですが、人事については現在どのような方針で行われているのでしょうか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 お答えいたします。平成27年4月の消防一元化当初から、人事異動に関して旧所属を考慮した人事は一切しておりません。現在、消防本部の旧岡谷消防署職員は約3割であり、決して偏った数字ではないと考えております。

人事異動に際しては、職員個々の資質、スキル、異動意向調査、異動歴等を考慮して総合的に判断をし、組織力が最大限に発揮できる人事配置としております。以上です。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 私の見方なのかもしれないので、少しは参考にしていただければと思います。

次に、8月26日の信濃毎日新聞で、飯田と木曾の広域消防が消防指令業務の共同運用を合意したと伝えられています。諏訪広域消防も松本広域消防と通信指令のシステム統合や業務の共同運用を検討していると伝えられていました。現状の通信指令システムの過去の更新や今後の更新計画、それはどうなっているかお聞かせください。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 現状の通信指令システムにつきましては、平成27年3月に整備が完了しまして、諏訪広域消防本部の一元化とともに運用を開始したところでございます。また、運用開始から6年が経過しました令和2年度には、主に耐用年数を超えるパソコンやハードディスク等のシステムの中核となる部品類の交換を行いました。

今後の更新計画につきましては、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画に基づきまして、令和7年度に更新の計画で予定をしておりますが、更新内容につきましては慎重に精査をし、また研究・検討を重ねてシステムの更新を進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、消防指令システムは消防業務の中核を担うことから、毎年行っております保守管理を含めまして、定期的に部品交換等の更新整備を行いながら、適正に維持管理していくことが必要であると考えております。以上です。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 適正に維持管理していくということですが、現在検討されている通信指令システムの共同運用、このことによって費用負担、また人員的にはどのくらいの効果が見込まれるのか、その辺があれば教えてください。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 指令業務の共同運用の検討に関しましては、昨日の全員協議会で御説明、御報告申し上げましたとおりでありまして、まずは松本広域消防局と上伊那広域消防本部との共同運用ができるのか、共同運用を実施した場合に、費用負担や人員的にどのくらいの削減効果があるのかなどの研究・検討を始めたばかりでありますので、現在のところ申し上げられることはございませんが、今後適時に御相談、御報告をしてみたいと考えております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 通信指令システムについては、平成18年の国の指針で一元化の方針が示され、長野県でも検討してきたわけです。それが頓挫して現状の広域化に収まっているわけですが、システムを統合すると大規模災害時等のときに、システム障害が起きた際に対応できないことも予想されます。

航空便では今年の9月29日に国土交通省の東京航空交通管制部でシステム障害が発生し、全国で118機、最大78分の遅延が発生し、当初の目的地以外の空港に着陸するというダイバートも1件発生したと伝えられています。以前もこうした例はあり、その都度バックアップの必要性が問われています。消防通信指令にも大事なものなので、消防長も今お答えいただいたように、本当に大事なものなのでバックアップは必要だと考えますが、この点はいかがですか。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 いろいろな要因でシステム障害が起きることは想定しなければいけないことと考えております。バックアップの在り方や必要性につきましては、研究が必要であると考えております。

今井康善議長 望月克治議員。

20番望月克治議員 いろいろ御検討をいただいて、消防についても効率化を考えて、通信指令や人員体制など工夫をされていることは分かります。しかし、以前にも申し上げましたが、消防や警察、福祉施設で働く方、ソーシャルワーカーという働き方は、社会を下支えするなくてはならない仕事になります。決して経費などではかつてはいけな職業だと思っています。今回の消防体制の逼迫で皆が、医療に関してもそうですよね、皆がそのことを理解したと私は思っています。

伸び切ったゴムというのは切れやすいものなんですよ。ある程度余裕を持った人員体制が取れるように。繰り返しになりますが、7月にも申し上げましたが、コロナに感染して出勤停止、出勤できない署員が増え、どこかの署を閉めなければいけない状況まで追い込まれているわけですから、そうしたことのないように、今後、人員体制をしっかり整える。広域消防として、人員体制をしっかり対処していくことを繰り返し求めて、この質問を終わります。

今井康善議長 以上で、望月克治議員の質問を終わりにいたします。

次に、早出すみ子議員の質問を許します。早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 14番、早出すみ子です。5月8日から、新型コロナウイルス感染症は2類から5類に移行しました。この質問を取り組むに当たり、特別養護老人ホーム、老人介護福祉

施設、小規模多機能ケアの3か所を訪問し、現場の声を聞いてきました。それでは、通告順に質問をいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症が5類に移行後の介護事業所について。

(1) 感染対策の現状と利用者及び事業所への影響はどうかお聞きいたします。

以下、質問席からの質問とさせていただきます。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 早出すみ子議員の御質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が全国的に減少傾向となり、感染拡大のリスクも低下してきている状況との判断から、5月8日に5類感染症へ移行いたしました。これに伴い、マスク等の感染対策につきましては、季節性インフルエンザと同様に個人や事業者の判断に委ねられることとなり、感染者の外出自粛要請や濃厚接触者の特定も行われなくなっております。

このような中、諏訪広域内の介護サービス事業所におかれましては、感染対策が事業所判断となった5類感染症移行後も、介護サービスを提供するに当たり、高齢者等の生活を維持するために感染予防対策を継続する判断をしていただいております。そして、介護従事者は常に新型コロナウイルスを施設に持ち込んでしまうのではないかという気持ちを抱きながら、サービス提供に当たっていただいているとお聞きをしております。

入所系の事業所では、利用家族の面会などにつきましても引き続きオンラインや窓越しでの対応をしているところもあり、感染予防と御家族の要望の両面で御対応をいただいております。また、地域密着型サービスに義務づけられております運営推進会議におきましても、地域住民の代表や行政が事業所に集まる形で従来どおり再開した事業所もございますが、書面開催を継続しているところもある状況となっております。

県におきましては、医療アラートの発出目安が見直され、感染状況に関する情報提供につきましても、医療機関からの報告による全数把握と毎日の公表が終了し、特定の医療機関からの報告による定点把握と週1回の公表となっております。また、圏域ごとの把握も終了するなど、5類感染症移行に伴い様々な変更がなされたことにより、感染状況の把握が難しくなっている中におきましても、介護サービスを提供いただいている事業者の皆様には、感染予防対策を講じながらサービス提供を続けていただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今おっしゃったように、感染対策はそのまま続行されております。5類に移行してもウイルスが弱くなったわけではありませんと、最近の施設への保健所の研修でも表記されています。保健所の関わりがなくなった分、新型コロナウイルス感染症発症当時のような混乱があります。

現在、クラスターが発生したり、職員や利用者にも感染状況が続いています。感染対策も移行前と変わらず、特に職員は緊張を持って家族ぐるみで対応をしております。移行後、利用者の御家族の感染対策に緩みが見られ、5日間の待機が3日間で外出したり、後から感染の報告が来たりとい

うことがあります。ボランティアや介護相談員の受入れも苦慮されております。

次に2回目の質問として、支援策の変更はあるのでしょうか。お聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 コロナ禍で県が実施していました支援対策につきましては、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設などに対しまして、施設内療養者1人当たり最大で15万円を補助する、長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業者等に対するサービス継続支援事業費補助金等のかかり増し経費や、施設の職員など対象として、事業者が自主的に実施したPCR法等による検査などの検査費用や配送料などに対しまして、検査1件で1万5,000円を上限としまして補助する、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査費用補助金等が継続されております。

また、物価高騰の対策としまして、光熱費、食材費、ガソリン代などにつきまして、原油価格等の高騰の影響を受けながらも、安定的なサービス提供を継続できるよう支給される社会福祉施設等価格高騰対策支援金が継続されております。当広域連合では、県と連携し、これらの補助金の活用につきまして、事業者に向け周知に努めているところでございます。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今、答弁いただいた支援を縮小しないように要望します。

面会は緩和されてはいますが、基本的な感染対策は続いております。PCR検査費用の補助はありますが、検査キットは県から定期的に配布されておりますが、使用期限があり、在庫の確保が難しいこともあります。また、防護服や特殊なマスクや手袋、消毒液、紙食器などの消耗品に対しては支援がありません。先ほどおっしゃった光熱費や物価の高騰による食材費の支援、またガソリン代の支援もとても大きな支援になっております。県からの支援も継続していただいて事業所を継続し利用者の生活を確保するために、国・県に支援の継続を要望していただければと思います。

次に、3回目の質問に移ります。広域連合の今後の対応をお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 これまで当広域連合では、高齢者施設内での新型コロナウイルス感染症への対応状況につきまして、介護サービスの提供事業所から報告される新型コロナウイルス感染症に係る休業またはサービスの縮小報告書、これにより把握をしてきました。なお、5類感染症移行後も報告を継続しておりますので、今後も状況の把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 しっかり対応していただきたいと思います。インフルエンザが異例に、今、長期流行しており、またノロウイルス感染症の時期でもありますし、そこに新型コロナウイルス感染症が加わると、介護事業所は感染対策にずっと追われる状況です。広域連合には、先ほどおっしゃったような具体的な支援を提示し、対応していただき、この諏訪6市町村の高齢者の命・暮らしを守る事業所の存続への支援に御尽力をお願いいたします。

次に、2として介護従事者の現状と課題についてに移ります。初めに、第8期計画の介護従事者

の推移の分析と介護従事者の処遇について、どう捉えておいでかお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 第8期介護保険事業計画の期間中におきまして、介護従事者の人数を毎年集計して推移を分析するというは行っておりません。介護従事者の人数を把握できるものとしましては、令和元年度と令和4年度に実施しました介護従事者等アンケート調査がございます。

この調査は、今後、団塊の世代が後期高齢者となり、ますます介護ニーズが拡大することが見込まれる一方で、少子高齢化の影響等により生産年齢人口の減少と労働力不足が顕在化してきていることから、特に介護人材の確保は困難な状況となってきたため、介護職員等が抱える悩みや不満をお聞きし、意向や希望の把握をすることによって、介護人材の確保や定着を図るための施策を検討する基礎資料とするために行われたものでございます。この中には、調査対象者として事業所従事者数の集計があり、介護従事者以外も含まれておりますが、令和元年度と令和4年度は共に約4,700人となっております。

そのほか、結果の考察を見てみますと、介護従事者の多くは働きがいを感じていて、約7割は介護の仕事を続けたいとしながら、非正規の約8割は正規を希望しないとなっております。そして、勤務継続のために必要なものとしまして、賃金アップ、職場環境の改善、有給休暇取得等が挙げられ、労働条件や仕事の負担につきましては、人手不足、賃金が安い、身体・精神的な負担、社会的評価が低い等が挙がっております。

また、介護従事者の確保・定着について必要なのは、給与改善とイメージアップ、そしてハラスメント対策と人間関係の改善を挙げており、行政に望むこととしましては、最新の情報の提供やスキルアップの支援でございました。

この調査結果からも、介護従事者の賃金アップ、人手不足、職場環境の改善などが、取り組んでいかなければならない今後の課題と捉えているところでございます。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 コロナ禍の中で、エッセンシャルワーカーとして注目をされました。しかし、介護従事者の仕事は依然として社会的には低い評価のままです。やりがい、生きがいを持っている介護従事者は少なくありません。夜勤があったり休みが不定期だったり、労働環境がまだまだ厳しいままです。御答弁にありましたように職場環境を整備していただくよう、課題としてよろしくお願いたします。

感染状況により休みが取れず、10日間連続勤務もあります。コロナ禍で鬱病を発症している介護従事者が多数います。コロナウイルス感染症の後遺症で療養している状況もあります。現状をしっかり調査していただきたいと要望いたします。最低賃金は上がっていますが、まだまだほかの産業に比べると月8万円以上の差があります。仕事の割には賃金が安いと、離職者も多い現状です。処遇改善をして介護従事者を増やさないと、保険料を払っても介護を受けられない状況になり、介護崩壊になります。

次に、2回目の質問になります。人手不足について、どのように対応されているかお聞きいたし

ます。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 先ほどの介護事業者等アンケート調査の結果の考察でも、課題の一つとして捉えました人材不足の対応といたしまして、介護従事者の確保・定着にも挙げられていました給与改善とイメージアップ、そしてハラスメント対策と人間関係の改善、こちらについては重要だと考えております。

給与改善につきましては、国で検討されております報酬改定などにより影響を受ける部分となりますが、賃金改善の取組としまして、新たに加算取得の研修実施等を予定しております。

介護のイメージアップの取組としましては、広報誌で介護現場の生の声を継続的に発信したり、圏域内の事業所が主体となって介護の仕事を紹介して魅力を発信するイベントとしまして、介護フェスタを令和4年度から開催しております。また、新たに中学校や高校で介護の仕事の魅力を伝える出前講座を行っていく予定となっております。

なお、働きやすい職場環境づくりとしまして、ハラスメント研修などを年1回実施しておりますが、新たにスキルアップの研修の実施を予定しているところです。

今後も事業者へのアンケート調査などにより状況把握を行い、対応してまいりたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 今、答弁にありましたように、介護という職業へのイメージアップが必要だと思えます。介護福祉士の資格を持っていても介護職に従事しない状況や、養成校が減少しているとお聞きしています。やりがいや生きがいという点では素晴らしいのに、非常に残念な思いです。

私も、看護師として介護に長年関わってきました。紹介事業所に依頼すると20%の手数料がかかり、事業所には大きい負担になります。国は職業紹介事業者に祝い金をやめさせ、人材の早期離職を防ぐ方針を示しています。

介護従事者も高齢化している現状があります。2025年には32万人不足と予測されています。諏訪圏内ではどのくらい不足になるのでしょうか。広域連合の力で労働環境を見直し、積極的に介護職員の確保につなげていただければとお願いいたします。11月の介護フェスタに期待をしております。

3回目の質問になります。介護報酬に対しての国・県への要望をお聞きいたします。

今井康善議長 介護保険課長。

矢島知紀介護保険課長 介護報酬改定に向けまして、現在、国の社会保障審議会において、過去の改定による効果検証や調査を基に課題や今後の方向性を検討し、議論が進められております。

介護報酬改定は、3年ごとに介護サービスの現状や社会状況に応じた見直しが行われます。高齢化社会で拡大する介護ニーズを満たすためには、介護人材や財源の確保は欠かせませんが、少子化が進むと人材や財源が不足することから、これらを補うために定期的な費用の見直しを行っているもので、制度の持続の可能性を高めていくために必要な議論と考えております。

当広域連合といたしましては、報酬改定の内容が第9期介護保険事業計画の策定に大きく影響することと捉えており、今後も社会保障審議会での議論等、動向を注視していきたいと考えております。

今井康善議長 早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 介護報酬は2003年度から3回引き下げられ、2021年9月末で0.05%のコロナ対策が終了しています。国は、利用料2割負担の対象を拡大しようとしており、現在1割負担の利用者が全体の9割を占めていますが、この対象者を2割負担に移行させようとしています。

社保協のアンケートでは、通所者はサービス量を減らす、どのサービスを受けるか選択せざるを得ない、施設入所者は施設を退所する、在宅では利用回数や時間を減らす、中止するという回答が来ております。利用者・家族の悲痛な声があふれています。2025年には、さらに老老介護、介護難民、ヤングケアラーが増えると思われます。サービスが受けられなくて介護度が上がっていくのは、介護保険制度の理念とは本末転倒です。

介護事業所は、条件つきの加算、加算で収入を確保しています。加算が介護報酬に組み込まれば安定した運営ができます。広域連合として、今、御答弁にありました国の介護報酬改定案をしっかり注視していただき、諏訪6市町村の高齢者の命・暮らしを守るために、諏訪広域連合の責務を果たしていただきたいと思ひます。大きな御尽力をよろしくお願ひいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

今井康善議長 以上で、早出すみ子議員の質問を終わりにいたします。

次に、小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 こんにちは。5番、小泉正幸です。本日は通告に従い、消防指令業務の今後と消防庁舎の配置についてお伺ひします。1. 消防指令センターのシステム更新と機器更新及び2番目として、南部地域（主に、茅野市地域）の庁舎配置検討についてお伺ひします。

まず、消防指令センターのシステム更新と機器更新については、昨日の説明において、県レベルの広域との共同運用については説明はなされました。そこで、現行の設備についてお伺ひします。

平成27年から諏訪地域の119番を受信している消防指令センターの更新計画についての現状及び今後の計画についてですけれども、一部先ほど望月議員の質問での答弁がありましたので、その分は重複を避けていただひてお答ひください。

以後は質問席にて行ひます。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 小泉正幸議員の質問にお答ひをさせていただきます。平成27年から運用を開始しております消防指令センターは、諏訪圏域の119番を一括受信しており、令和4年度末までの8年間に約9万6,000件を受信し、令和4年度においては過去最多の1万3,634件、1日に平均37.3件となり、現在も住民の生命・財産を守るため稼働を続けているところでございます。

消防指令センターの更新計画でございますが、24時間365日休むことなく安定稼働をさせるためには、システムの寿命、システム機器の老朽化は避けて通れない課題でございます。今後の更新予定でございますが、令和7年度を予定しておりますが、多額の整備費用が必要なこと、また通信指令業務の共同運用の検討の話もございますので、更新内容を慎重に精査し、研究・検討を重ねてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 次に、消防指令センターの機器更新内容と高機能システムについてお伺いします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 先ほどの答弁にもございましたように、システムには寿命がございます。システムの寿命というのはハードウェアの劣化、つまり熱的劣化や機械的劣化等があり、これらの要因が組み合わさり正常作動しなくなる物理的寿命。また、ハードウェアがバージョンアップすることで交換部品等が入手困難となる社会的寿命。これらは、24時間365日稼働していれば当然起こり得ることであり、それを予防するために定期的な保守点検等を実施し、安定稼働を確保しているところでございます。また併せて、メーカーと24時間緊急対応の保守契約も結び、不測の事態にも備えております。

当消防指令センターは開設から8年の年月が過ぎてきております。技術の進歩は早く、消防指令センター開設当初と比較しても、スマートフォンからの緊急通報先へ自動に発信する機能がついたものや、通報者のスマートフォンのカメラ機能を利用して、災害現場の音声、映像情報を消防指令センターと共有する映像通報システムなどが開発されているところでございます。

令和7年度末には、NTTドコモのFOMA回線が停波することが公表されており、消防指令センターではFOMA回線を利用して車両の動態管理を行っているため、現在運用中の機器が使用できなくなり、高速・大容量化する新たなハードウェアを導入することにより、動態管理、渋滞情報及び災害情報を即時に取得することが可能となり、迅速な活動へとつながるものと考えております。

また、高機能システムは自動出動指定装置をはじめ、地図検索装置、指令伝送装置、出動車両運用管理装置及びネットワーク設備等から構成され、ほかにも消防救急デジタル無線等もシステムに組み込まれています。消防指令センター開設以前は、119番受信後に職員が地図等で現場を確認して出動していましたが、高機能システム導入により現場の特定に時間短縮が図られているところでございます。

令和7年度に計画している更新では、最新鋭の高機能システムとして、現場隊と消防指令センターでの映像共有システムや、現場隊に電子指揮盤等タブレット端末の最新技術を活用した現場活動を支援するシステムや、人間工学に基づき、長時間指令台を使用する職員の疲労による操作ミスを防止するための指令装置も検討してまいりたいと考えているところでございます。

全国の消防指令センターで高機能システムが導入され、運用されていますが、課題もございます。維持管理や整備に多額な費用を要することがございます。少子高齢化により地方財政は大変厳しく、

更新に係る費用捻出も容易ではありません。それでも、地域住民の皆様の命を守り抜くためには、歩みを止めるわけにはいきません。国や県も消防広域化を推進しており、消防指令業務の共同運用も、その効果が十分期待されている類型の一つであります。消防指令センターは119番を受信する社会インフラの重要な一部を担っており、必然的に求められる信頼性の水準は非常に高く、障害の発生等は社会的に大きな影響を与えます。

したがって、日進月歩で新しい技術が生まれてくる中、コストを抑えて信頼性、利便性を高めながら効率化を図っていくことが大変重要になってきます。社会情勢を鑑み、更新整備の低廉化を図りながら、システム性能の水準を低下させることなく、更新に向けしっかりと準備をして、時代に即した消防力の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 御丁寧にありがとうございました。

次にですね、2番目として南部地域（主に、茅野市地域）の庁舎配置検討についてお伺いします。昨日の答弁において、茅野市の分署の耐震化がなされたとありました。ありがとうございました。1番目としてですね、現在の茅野市内にある茅野消防署、茅野消防署西部分署、茅野消防署北部分署について、地形的に適正な位置にあるかお聞きしたいと思います。また、これに伴ってですね、建て替え及び移転の考えがあれば、加えてお伺いします。

今井康善議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 御質問にお答えいたします。諏訪広域消防は、平成11年4月に岡谷市、諏訪市、下諏訪町、諏訪南行政事務組合の2市1町1組合の消防事務を諏訪広域行政事務組合で共同処理することとし、その方式は経費をかけない諏訪南方式、いわゆる自賄い方式で4消防本部が統合し、6消防署、2分署、1支署、1分遣所で諏訪広域消防本部が発足をいたしました。

諏訪広域消防本部発足後の消防施設の状況といたしましては、平成16年に諏訪消防署大手分署の廃止、平成20年に茅野消防署を茅野市塚原から茅野市玉川に新築移転、この移転に伴い、茅野消防署西部分署を茅野市ちのに開署、併せて茅野消防署北部分署南部支署を廃止しました。平成27年に岡谷市幸町から岡谷市加茂町に消防本部、岡谷消防署庁舎の新築移転及び消防本部内に高機能通信指令センターを整備し、また富士見消防署境分遣所を廃止しており、現在は6消防署2分署での署所体制となっています。

令和3年度に消防署所の位置、消防車両数及び人員等についての消防力適正配置の調査を専門機関に委託し、検証したところ、現状の消防力は良好な状態であるとの評価から、引き続き現在の消防力及び組織体制を堅持し、圏域住民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 広域連合長直々の御答弁、ありがとうございました。

それで、これから加えてなんですが、消防力適正配置の調査についてどのような内容でしたのでしょうか。特にこれにつきましては、茅野市はかなり道路状況が改善されているとか、そういうこ

ともありますし、それから人口が、住んでいるところがかかなりいろいろなところで、凸凹というか増えている部分と減っている分があって、そこら辺を含めて多分検討されていると思うんですけども、その辺についてお伺いします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 お答えをいたします。諏訪広域消防本部は、平成27年4月に、これまでの自賄い方式から、諏訪圏域のあらゆる災害に対して諏訪広域消防全体で対応する強固な組織力を構築することを目的に、真の広域消防体制として諏訪広域消防の一元化をいたしました。以降、署所の移転・統廃合等の見直しはなく、現体制が適正であるかの検討はしてきておりませんでした。

消防一元化から7年が経過した令和3年度に、現在の消防署の位置、車両数及び人員配置等が適正であるかを検証するため、一般財団法人消防防災科学センターに消防力適正配置についての調査を委託しました。調査については、管内で発生する火災や救急事案等の災害を対象として、基礎データの整理、消防力の整備水準の把握、類似規模の消防本部との比較等を実施いたしました。基礎データの整理では、人口、世帯数、中高層建物数、災害発生状況、消防署の位置、職員配置、各署建物の状況、保有車両数、道路状況等の把握等を行っております。また、消防力の整備水準の把握では、国が示す「消防力の整備指針」における消防署所、消防車両の整備基準や、類似規模の消防本部における消防力の整備状況との比較検討を行っております。

調査結果につきましては、令和4年9月27日、令和4年第3回諏訪広域連合議会定例会全員協議会において御報告申し上げているところではございますが、現在の6署2分署での現状消防力の運用効果の評価は、現場までの平均の走行時間が、一番初めに到着するポンプ車及び救急車は約5分、2番目に到着するポンプ車は約6分、はしご車、救助工作車及び指揮車は約9から12分で災害現場への到着が可能であり、署所位置を含め、現消防体制は良好な状態であるとの結果でございました。

また、将来人口が減少すると言われておりますが、救急出動件数におきましては高齢化社会とともに2030年までは増加し、その後しばらくは高い水準で推移することが予想されております。人口については、全国的な傾向と同様に諏訪地域も減少傾向であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、諏訪地域の人口は現在の約19万人から、2030年に約17万人、2045年には約14万人まで減少するとの推計であります。消防力適正配置調査では、将来的に消防署所数や配置場所を検討することが必要となりますが、その際は人口推計、面積や地勢、「消防力の整備指針」、庁舎の建て替え時期、土地基盤の状況や管内の災害発生状況等、総合的に判断していく必要があり、可能な限り消防サービスの低下を抑えることが重要であるとされております。

将来的に消防需要、災害傾向、また構成市町村の財政状況等を鑑み、合理的かつ効果的な消防体制が確保できるよう、中長期的に組織のあるべき姿について、様々な角度から検討が必要なことから、まずは諏訪広域消防として消防体制をどのようにしていくべきか、内部において十分な時間をかけて慎重に研究・検討を深めてまいりたいと考えております。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 それではですね、消防施設の改修及び車両の更新状況についてのお考えをお伺いします。

今井康善議長 消防長。

大槻秀次消防長 消防施設改修、車両の更新につきましては、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画を令和3年度に策定しております。令和4年度は茅野消防署北部分署の建物耐震改修工事、諏訪消防署、富士見消防署の庁舎屋根防水改修工事の設計業務、下諏訪消防署女子仮眠室の設計業務、また、水槽付消防ポンプ自動車、高規格救急自動車の更新、通信指令システムの保守委託及び修繕を実施するなど、庁舎の長寿命化の推進や住民の安全・安心の確保のため、計画的かつ効率的な整備を実施しているところでございます。

本年度の施設関係は、下諏訪消防署女子仮眠室改修工事、感染症対策施設改修工事として全消防署の改修を予定しております。女子仮眠室につきましては、現在、岡谷消防署、諏訪消防署、茅野消防署に設置しておりますが、国からは女性消防職員を定員の5%に引き上げていくよう通知がされており、現在3.2%の8名から5名増の13名を目途としていることから、新たに下諏訪消防署に女子仮眠室を設置するものでございます。

また、全消防署を対象とした感染症対策につきましては、特に災害発生時に感染症が流行するといった場合には、火災や救急対応に大きな支障を来すことが懸念されるため、早急に必要な取組を実施するように、総務省消防庁から感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について通知がされております。感染防止対策として、仮眠室の個室化及び空調設備の整備、便器の洋式化、非接触型の水洗化、救急資器材用消毒室の整備などを実施するものでございます。

また、車両につきましては、現在60台の車両を運用しております。内訳は指揮車4台、水槽付消防ポンプ自動車8台、消防ポンプ自動車5台、はしご車1台、救助工作車3台、高規格救急自動車13台、広報車、資機材搬送車、事務車両等が26台でございます。

車両更新の優先度につきましては、年式、走行距離に加え、整備状況等を点数化し、更新計画を策定し、計画的に更新をしております。平成27年の消防一元化以降の消防車両の更新状況は、指揮車1台、水槽付消防ポンプ自動車3台、はしご車1台、高規格救急自動車7台、資機材搬送車2台を更新しております。本年度につきましては、原消防署の水槽付消防ポンプ自動車、富士見消防署の高規格救急自動車を更新する予定でございまして、今後につきましても、消防庁舎機能及び適正な車両の維持に努めてまいりたいと考えております。以上です。

今井康善議長 小泉正幸議員。

5番小泉正幸議員 丁寧な、詳細な答弁を誠にありがとうございました。今後とも安全・安心な諏訪地域のために尽力をよろしく願います。どうもありがとうございました。以上で終了といたします。

今井康善議長 以上で、小泉正幸議員の質問を終わりにいたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時40分

今井康善議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

花岡進議員より発言を求められておりますので、発言を許します。花岡進議員。

2番花岡進議員 先ほどの一般質問の中におきまして、私が誤って介護保険料の引上げと言ってしまいました。引下げと訂正をお願いいたします。

○日程第 2

議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 3

議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）

○日程第 4

議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第 5

議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）

○日程第 6

認定第 1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第10

認定第 5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第11

陳情第 1号 介護保険制度の改善を求める陳情書

○日程第12

陳情第 2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書

今井康善議長 日程第2 議案第13号から日程第10 認定第5号までの9件及び日程第11

陳情第1号、日程第12 陳情第2号を一括議題といたします。

これらの議案、認定及び陳情は、各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

牛山基樹総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された5件の議案審査に当たり、10名の委員出席の下、金子広域連合長、早出副広域連合長、牛山副広域連合長、事務局長、消防長、会計管理者、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告をいたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定しました。

次に、認定第4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、給料及び常備消防費の不用額の内容はとの質疑に対し、給料については育児休業による人員減によるもの。また、常備消防費については需用費が主な要因であり、そのうち消耗品費は入札差金によるもの、燃料費は物価高騰が予想を下回ったことによるものとの答弁。

職員の間人ドック等の受診状況は。また、精神疾患となった人はいたかとの質疑に対し、当直職員は法律上の義務により年2回の健康診断を受診し、うち152名が人間ドックを利用している。精神疾患については報告を受けていないとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、情報系システム強靱化保守の内容はとの質疑に対し、インターネット系の県セキュリティクラウドのバージョンアップに伴うものであるとの答弁。

広域観光調査の調査結果の活用方法はとの質疑に対し、関係機関に配付しており、誘客促進等に活用していただきたいとの答弁がございました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定いたしました。

以上、報告を終わります。

今井康善議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

・川信仁福祉環境委員長 それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された5件の議案審査及び2件の陳情審査に当たり、11名の委員全員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂徹副広域連合長、名取重治副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、認定第1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定についてを報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で認定いたしました。

次に、委員協議会にて、陳情審査に当たり、11名の委員出席の下、陳情者からの事情聴取を行い、審査したことを御報告いたします。

初めに、陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書について報告いたします。

本陳情は、国の介護保険制度見直しに対し、1. 介護保険サービスの利用者負担の「2割負担」の対象拡大を中止し現状を維持すること。2. 保険から外された食費や部屋代などの自己負担増を軽減すること。3. 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室（相部屋）室料負担を新設しないこと。4. 全ての介護従事者の給料を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引上げを行うこと。以上4点を、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書として提出を求めるものです。

当委員会では、陳情者からの説明を行い、慎重に審査いたしました。

討論では、陳情説明のとおり現在の高齢者負担は大きく、介護保険が安心して必要なときに受けられる体制にするために賛成との討論があり、一方、少子高齢化により、支える現役世代の負担は限界に来ており、給付と負担のバランスや公平性を確保しつつ保険料の上昇抑制のためには、利用者負担の見直しも必要との考えから反対の討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、諏訪広域連合議会委員会条例第15条第1項に基づき委員長の決するところにより、不採択とするものと決しました。

次に、陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書について報告いたします。

本陳情は、第9期介護事業計画において、1. 第9期介護保険事業計画では介護保険料を引き下げること。2. 必要な人が必要なときに介護保険サービスを受けられるようにすること。3. 介護従事者が諏訪地域で働きたくなくなるような独自施策を持つこと。以上、3点の実施を求めるものです。

当委員会では、陳情者からの説明を行い、慎重に審査いたしました。

事情聴取では、諏訪地域の数値については調査が間に合わなかったが、ここ数年の全国の介護保険料滞納による差押え人数は増加しているとの回答がありました。

討論では、陳情説明のとおり、保険料の引下げと介護従事者の確保の施策が必要と考えるため賛成との討論があり、一方、介護給付準備基金は今後の物価・賃金の上昇など、想定以上の介護給付費が発生した場合に備えるものですので、保険料上昇の抑制や維持のために充当することはできないとの反対討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、諏訪広域連合議会委員会条例第15条第1項に基づき委員長の決するところにより、不採択とするものと決しました。

以上、報告を終わります。

今井康善議長 これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第13号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和5年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和5年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和4年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和4年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和4年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

次に、陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。花岡進議員。

2番花岡進議員 陳情第1号 介護保険の改善を求める陳情書の趣旨に、賛成の立場で討論いたします。

2000年から始まった介護保険制度は、当初、介護の社会化を目指すとしていましたが、23年が経過し、利用者負担の増額、保険給付の縮小など、必要なときに必要なサービスが受けられない状況が広がっています。介護保険料も制度開始当初から2倍を超えています。さらに、食品など物価やエネルギー高騰が追い打ちをかけています。

介護現場では、コロナ禍で感染防止対策や人員不足など大変な苦勞を強いられています。コロナ感染クラスターによる収入減で経営が立ち行かなくなっている事業所もあります。介護職員は募集してもなかなか集まらず、専門職の養成校は定員割れが続いています。打開のためには、公費による介護職員の給与の引上げがどうしても必要です。

こうした中で、政府は利用者2割負担の対象者の拡大、介護老人保健施設などの多床室の室料負担の新設など、さらなる利用者負担増を行おうとしています。これ以上の負担増になれば介護難民を生み出し、要介護高齢者の生活の崩壊につながりかねません。これらの改定を中止するとともに、

介護を受ける人、介護をする人が共に尊重され、介護が必要になったときに誰もが安心して利用できる介護保険制度にしていくことが求められています。

国は年末までに結論を得ると言っています。結論が出ていない今こそ、意見書を提出することが必要ではないでしょうか。議員各位の賛同がいただけますようお願いをいたしまして、討論を終わります。

今井康善議長 ほかにありませんか。小松壮議員。

12番小松壮議員 12番、小松壮です。陳情第1号 介護保険制度の改善を求める陳情書について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

少子高齢化により、高齢者の急増から現役世代の急減へと人口構造の局面が変化していく中で、支える現役世代の負担は限界に来ており、保険料の上昇抑制のためには、利用者負担の見直しも必要だと考えます。

また、制度持続の可能性を高めていくには、現役世代との世代間や後期高齢者医療制度等との制度間で給付と負担のバランスや公平性を確保しつつ、介護保険制度内でも被保険者の応能・応益の観点で見直す必要もあると考えます。

そして、介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の導入等については、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性や負担能力の観点から、利用者負担として保険給付の対象外とすべきだと考えます。しかしながら、低所得者に対し急激な負担増とならないように配慮するとともに、見直しの影響を見極め、十分検討することをお願いし、委員長報告に賛成をいたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。陳情第1号に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井康善議長 起立多数であります。よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり決定されました。

次に、陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。早出すみ子議員。

14番早出すみ子議員 陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書に対しての委員長報告に、反対の立場から討論を行います。

介護保険料は年々引き上げられております。高齢者は年金が下がり、また消費税10%や医療費の窓口負担が2割負担になり、そこにコロナ禍です。物価や燃料高騰がさらに拍車をかけ、高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、介護保険料が生活を圧迫している大きな要因になっています。介護保険料や医療保険料の滞納者が全国では2万人を超えています。

第8期介護計画では、準備基金から令和4年度末では1億6,700万円余りを取り崩して、保険料の急激な引上げを抑えています。第9期介護保険事業計画でも、引き続き保険料の引下げを求めます。介護従事者の確保の施策を第9期計画に反映させてくださるようお願いしまして、委員長報告に反対いたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。小松壮議員。

12番小松壮議員 12番、小松壮です。陳情第2号 介護保険料の引き下げと制度改善を求める陳情書の委員長報告に対し、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、みんなで支える社会保険制度の一つで、財源の半分を公費で負担し、半分を第1号被保険者と第2号被保険者で負担しております。そして介護給付準備基金は、今後の物価・賃金の上昇や団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題等により、想定以上の介護給付費が発生した場合等に備えるものであります。保険料上昇の抑制、または維持のために充当することはできないものと考えます。

なお、国の社会保障審議会において、次期介護保険制度の改正については年末までに結論を出すと聞いておりますので、第9期介護保険事業計画の策定の中で、第1号被保険者の保険料基準額や施設整備については、これからの検討が本格化していくものと考えられます。

今後の国の動向を注視しながら、そのほかの要因も踏まえて介護保険委員会等で十分検討し、介護保険料の抑制や適正な施設整備につなげていただくことをお願いし、本陳情の委員長報告に対し賛成をいたします。

今井康善議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

今井康善議長 これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。陳情第2号に対する委員長の報告は不採択であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

今井康善議長 起立多数であります。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり決定されました。

今井康善議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午後 0時08分

今井康善議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、今定例会に提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案どおり御承認、御議決、御認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

決算認定の審議の場でも御説明をしたとおり、令和4年度は全ての施策において新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年でありました。こうした災難を広域として一致協力して乗り越えてきました経験を生かしつつ、今後は諏訪圏域の一体的な発展のため、さらに調和の取れた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、今後ともお力添えのほどお願いを申し上げます。

結びになりますが、秋も深まり、寒さも増してまいります季節を迎えます。議員各位をはじめ、関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

今井康善議長 これにて、令和5年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 0時10分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 今 井 康 善

2 番 花 岡 進

2 1 番 長 田 近 夫

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付託委員会	議決月日	審 議 結 果
承認第 2 号	5.10.10	省 略	5.10.10	原 案 承 認
議案第 1 3 号	〃	総務消防委員会	5.10.11	原 案 可 決
議案第 1 4 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 1 5 号	〃	〃	〃	〃
議案第 1 6 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認定第 1 号	〃	各常任委員会	〃	原 案 認 定
認定第 2 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
認定第 3 号	〃	〃	〃	〃
認定第 4 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
認定第 5 号	〃	〃	〃	〃

請願・陳情

事 件 番 号	上程月日	付託委員会	議決月日	審 議 結 果
陳情第 1 号	5.10.10	福祉環境委員会	5.10.11	不 採 択
陳情第 2 号	〃	〃	〃	〃